

## 小室信介 東洋民権百家伝（下巻）

初刊 明治 17 年

### 目 次

下巻例言(略)

下巻引用書(略)

14 高梨利右衛門

15 宮村才蔵

16 石井伊左衛門 神長市兵衛 須藤作次郎

17 中神谷村武左衛門 中平久保与総治 好間村理四郎 柴原村長兵衛

18 小池村吉兵衛 同勇七 桂村兵右衛門

### 14 高梨利右衛門（羽前国 寛文年間）

高梨利右衛門は羽前の国(山形県)置賜(おきたま)郡屋代郷二井宿村の人である。家は世々農夫であった。豪農ではなかったが由緒ある家であったので、代々村の長にも選ばれていた。利右衛門の代になって仕事に専一したので、家計も豊かになり、田畑を買い増して豪家となった。三十歳余の時選ばれて村の名主となった。利右衛門の性格は豪放で活発、事理の決断に優れていた。また品行正しく、慈愛の性に富み、小前百姓の労苦を慰め、苛酷な習慣を改めたので、村人も彼を愛慕し評判は屋代郷全体に広まった。

当時は徳川の治世真盛りの頃で、將軍の權威は強大、これに対抗する諸侯もなく、天草の一揆が亡びた後、干戈の声は全く止み、万民腹鼓を打って太平の世にひたる時節であった。しかしこの屋代郷の人民だけは塗炭の苦しみにあえぎ、この徳行ある利右衛門も、一身を万民に代わり、後の世までも義人の名を、永く伝えなければならない事態となったのである。

屋代郷3万7千石余の地(現今の東置賜郡中東方に位置する 35 ヶ村)は、徳川幕府が江戸に開かれた以後、御料所と称する幕府の直轄地であったが、どのような都合があったのか、寛文4年8月に、米沢の領主上杉弾正大弼(だいひつ)へ一時お預けとなった。

武鑑によれば、弾正大弼綱憲(つなのり)は吉良上野介義英の長男、母は定勝の娘、寛文4年3月、父綱勝末期の養子となる。時に2歳、よって封地の半ば、15万石を収めた。同年出羽の国置賜郡の中で3万8千880石を増し、さらに村山郡および越後国岩船郡の内に1万6千550石を増し受けた。しかし上杉家はかつての30万石が半減したので、家計が苦しくなり、止むを得ず年貢の上増しに走ったのであろうか。

当時上杉家には小人、汚吏が任用されていて、もっぱら過酷な年貢取り立てにいそしんでいた。貧しい者が延納未進を申し出ても容赦せず、農具や牛馬を売って納めるなど、目も当てられない状態となった。

屋代郷はこれまで皇室の御料所であり、代官も人を得ていたので、政事は比較的寛大であったが、上杉領に編入されることによって、事情は一変した。無力な農民はいたずらに寄り合っては愚痴をこぼすのみであった。その中で利右衛門は人民の苦境を救うためどうしたらよいか、考えをめぐらしていた。

役人と抗論して不当な取り扱いをやめるよう訴えるのも、一つの方法だが、捕らえられて責め殺されるのが関の山だ。かねての友人、泉岡村の佐藤十郎左衛門と相談して、藩の布令をすべて記録することにした。紙では損われると考え絹に書きつけ、寛文4年から6年までの3年間に百余の布令を記録した。その中から60余の過酷な布令を選び、目安嘆願書を作った。そして村々の主だった者を集め、「この目安嘆願書の内容について、皆さんが同意されるなら連判を願いたい。」と訴えた。一同これを開いてみれば、上杉家の預地になってからの非道な政事に百姓一同難渋しており、元のように御料所として代官の支配に戻してほしいという内容であった。

一同はこれを読んで感激した。「我々もとやかく議論したがいたずらに日を送るだけであった。さすがに利右衛門殿。一身をもって万民に代わり、江戸将軍にまで訴え出ようとは、ただただ感激のほかない。」と35か村の総代は我れ先きに連判状に判を押した。利右衛門は大いに喜び、「ご一同の賛成を得てこの上ない満足である。この上は一命をなげうって、一郷のために力をつくし、やがて吉報をお知らせしたい。ただ各々方をお願いしておく一事がある。私は明日にも出発したいが、もしも役人どもの耳に入り、途中で取押えられるなら、これまでの心労も水の泡となるばかりか、各々方も由々しい禍にあうので、この事がまったく成就するまでは、父母兄弟妻子のだれにも決して他言をなさらぬようお誓い下さい。」と、言を正して述べた。皆々は「この願いが成就するまでは神明仏陀に誓って、決して他言しない。」と誓った。

利右衛門は安心し、やがて願書の連判を丁寧にあらため、箱の中に納めつつ、また

一同に向って云った。「各々方の中には私と同じように、江戸へ押しかけたいと思われる方もあるでしょう。また領主の非道を憎むあまり一揆を企てたいと思う人もあるでしょう。しかしそうなれば、我々は乱暴の徒と見誤まれ、官から憎しみを受けることは必至です。我々の嘆訴は貫くことが難しくなりましょう。このことをよくよくお考えになり、私の留守中は必ず乱暴な事を起さないようお願いしたい。私もなるべく事を荒立てないように、將軍に願い出る前に、一度は信夫郡の代官所に訴え出ようと思う。もしこの役所で取上げられ、吟味になれば、江戸に出ることもなくここで裁許を待つばかりだ。しかし事は重大なので、信夫の代官所ではまず取上にはなるまい。その時は江戸に出て將軍の直裁を受ける決心です。これが成功するかどうか。成功しなければ死を免れず、たとえ十分成功しても、領主を相手取った罪は逃れがたく、重い仕置を受けることは間違いない。今宵は各々方と今生の別れです。私が失敗した時は、私の志を継いで、その時こそ好きに謀ってもらいたい。」並居る百姓たちは覚えず袖を顔に当てた。

利右衛門は十郎左衛門を始め村々の者と後のことを細かく相談した。そして長居をしては人が怪しむと、村人は暇の言葉もそこそこに、村々に忍び帰った。この会合は、出席者以外誰も知る者がなかった。

利右衛門の妻は近村の何某の娘であったが、性質順良で、夫に仕えることまめやかであった。一子を設け、むつまじく年月を送っていたが、この頃夫の挙動に何となく常に異なるところがあり、不審に思っていた。昨夕は村々の百姓が多数集まり密談していたようなので、密かに次の間に忍んでゆき、襖の外で立聞きすると、夫は明日の早朝死に出の旅に出るとわかり、覚えずその場に泣き伏したが、血筋の心が通ったのか気丈に寝室に戻った。利右衛門は何気なく妻に向って「たまさかの事ながら、大勢の客の長尻にはうるさく思ったであろう。村人の頼みによって、今日吾妻の空に旅立つことになった。旅の支度を調べくれよ。」と何気なく云った。

妻はせきくる涙を瞳にとどめ、夫に向った。「何事も詳しい理由は知りませんが、百姓衆と相談されるのを陰聞きすれば、村のため人のため、一命を捨て江戸表にお願いなさるよし。それが本当なら、今日の門出は死出の旅、生きて再び我家には帰らないお心でしょう。あなたとは二世までもと契(ちぎ)った仲。なぜ私に真実をあかしてくれないのですか。」

利右衛門はややあって答えた。「よく分った。長く連れ添った女房を隔てる心はなかったが、並々ならぬ今度の出来事は、妻子兄弟誰にも明かさないと誓い、またか弱い女の心を悲しませるのは避けようと思ってのことだ。」妻は夫の心配りに感激し「この上

は、私もあなたの妻。女々しく泣きはしません。目出たい門出を祝って、別れの盃を交わしましょう。」と答え、膳の用意を急いだ。

利右衛門は、涙にくれる妻に別れを告げ、かねて用意の願書を挿み箱に入れて背負い、山越えに出羽の国境を越え、ひたすら道を急いで陸奥(福島県)の信夫郡に着いた。頃は寛文6年の秋8月の事という。

代官に差し出した嘆願書は次のとおりであった。

#### 嘆願書

謹んで申し上げます。当世は天下泰平国土安穩四海の浪も穏やかに、日月曇りなく万事目出たい御代でありながら、ここに雲のように霧中に横たわるものがあります。羽州米沢の領主は近年民を掠め、悪虐無道の振舞、万民これを歎き、国を去ろうとすれども、四方の山は高く関所も多く、籠の中の鳥のようなものです。あるいは妻子を取上げられて他国へ売り渡され、あるいは相伝の田地家屋敷を取上げられ、居所も無く、乞食となり、人心は荒れ、生活成り難く、首をくくり、川へ投身する死者も多い有様です。実によこしまな人が世に奢る時は、賢人身を隠すとか。上一人の心は、下万民へ渡り、親は子をかたり、子は親の目を忍び、主を殺し親を打ち、乱国の様相であります。この有様につき書面により言上申し上げます。

- 一、米沢藩は 15 万石であります、毎年検地をされて、今は収納高 30 万石余になり、百姓共は迷惑しております。
- 一、相続附益といって、口銭、口米、夫銭、入木銭などを召し上げられております。
- 一、明暦元年より掛銀と名付け、銀高 95 貫 50 匁を召し上げられております。ただしこれは表高の 15 万石に掛けられています。
- 一、万治2年より附益物成と名付け、銀高 30 貫 154 匁あて、毎年召上げられています。
- 一、検地内に植えてある漆 30 万本余につき、明暦元年より元末の役を取上げられました。本数は不明です。毎年山木の実出しとして2万俵ずつ出しております。
- 一、手元に残った蠟漆は脇売り禁止で押買いなされ、蠟4貫目、山蠟 17 貫目につき銀百匁で召し上げられます。他領へ隠し売った場合は取り押さえられ、跡目は欠所、多くの死人が出ております。
- 一、勸進代村の甚右衛門、鮎貝村の与総兵衛 は蠟燭 50 丁を村山郡へ持参したところを横目衆が召捕り死刑、跡目は欠所とされた。
- 一、この春、広野村の百姓に対し、年貢未進、借物催促が嚴重に行なわれました。

やむなく他領へ木の実を持参したところを押えられ、16人が磔、3人追放、残った家族2百人は欠所。家財田地まで売払われ、行き場を失った家族は、他国へ送り出されました。そのほか際限なく禁止品が指定され押し買いされています。

一、定夫銭と名付け、15万石につき銀高70貫目を差し出すよう命じられました。

一、毎年1千部のお経と野菜代5百匁当てを徴収されています。

一、よろずの普請のため人足を1日に1千人あて召されているので、田畑の耕作が十分に出来ません。ことに遠路に派遣されるときは、必要な経費を支給されたい。ただし中程度で結構です。

一、縄、菰(こも)、明き俵、雪垣ほけ、軽杭、鷹の餌、鱈(どじょう)などすべて百姓が出しております。

一、先年は領内の地足軽6百38人に扶持米が2千5百10俵下されました。人足以下は明暦元年より扶持米は下されていません。その結果近年は色々と御役銭を命じられています。

一、1万5千俵の買上げ米を命じられ、値段は1俵につき4匁5分に押し買いされました。道の遠近により駄賃にもならない額です。扶持米不足の理由で買上げられたものですが、結局国内では米が余るので多分に江戸表へ送られ、お払い米になっていると思われます。

一、青苧(あおお=麻)には、畝苧(うねお)と名付け、畑1反歩あたり2貫4百匁を上納しております。残った分は、百匁につき上品銀5歩7厘、中品〇分〇厘、下品4歩7厘、下々品は2歩3厘で押し買いされます。これの荷数は1千6百50駄余に上ります。

一、青苧の荷造料、縄、青苧役人の薪などまで、百姓が出しており、銀で総額1百90貫にもなります。押し買いされるので体がもちません。

一、紅花は百匁につき銀7歩3厘で押し買いされます。年により押し買いの相場は違います。場所により紅花を作らないところにも、割り付けされ、紅花百匁につき銀6匁7分を弁済しなければなりません。荷数は18駄余、経費の負担は青苧と同じで百姓の負担です。

一、綿は百匁につき銀5匁5歩ずつ上納。取り扱いは同前です。

一、御馬の飼料、糠藁、干し笹、青引などは、町相場の半分しか渡されません。

一、大豆、小豆、荏油も押し買いされます。

一、鍬をお蔵より出され、高値で売りに出されます。

- 一、すべて鉄類はお御蔵より出し、高で押売りされます。他国より入れることは堅くご法度です。
- 一、紙もお蔵より出し、押売りされます。
- 一、諸商品の他国よりの出入はすべて役人が取り行なっています。
- 一、塩鱈を売る者には、一人につき銀8匁8分の上納金が課されます。
- 一、同じく茶を売る者には、一人につき5匁5分。
- 一、木綿を売る者、銀20匁。
- 一、煙草を刻む者、3匁5分。
- 一、煙草を売る者、3匁5分。
- 一、操綿を売る者、3匁5分。
- 一、苧綿を売る者、3匁5分。
- 一、菓物を売る者、3匁3分。
- 一、燈松を売る者、1匁3分。
- 一、豆腐を売る者、9分。
- 一、麴(こうじ)を売る者、米4斗。
- 一、酒造、3石1本につき金17匁。
- 一、酒の小売り、金9匁。
- 一、薪を伐る者、鎌一人につき銀3匁。
- 一、薪を売る者、銀3匁5分。
- 一、山年貢を合わせて四重の負担になります
- 一、炭を売る者、炭20貫。
- 一、馬を売る者、代金2匁につき百20文。
- 一、番匠役、米6斗銀6匁。
- 一、鍛冶役、米3斗銀3匁。
- 一、木鋸挽(のこぎりひき)役、前と同じ。
- 一、渡部借米粃(もみ)大豆、利益の3割。
- 一、奈良御借銀、2千貫目の利分1割。
- 一、青苧、年金利分3割。
- 一、無俣銀 利分4割。
- 一、渡部貸金、利分3割
- 一、二歳の駒を持つ者 借金の一俵(同額)。

一、年貢は先年より極々理不尽な額となり、村々の努力にもかかわらず、未進分が増えていきます。

一、年貢の未進は、各種合わせて毎年8月より次の年の4月まで催促され、困り果てております。万民公儀様へ身を任せておりますが、近年百姓千人余りが家を閉ざされ、家財田地を取り払われ、人頭は国内で売れないので他国に売られています。

一、去年より村回りとな付け、村々の年貢、借物の未進者の妻子2百人を集め、昨年10月より今年3月まで、村回り先に立たせ、雪中に村々を引き回した。この有様は誠に地獄の苦しみもこのようなものかと思われました。

一、当年4月、成田村百姓3人が死罪、7人追放となりました。理由は年貢未進で、借物は2倍に算定のうえ、家財没収、不足分銀6貫は百姓どもで弁済となりました。百姓たちは訴えたところ不届きとされ家財田地まで没収され、人頭60人余りは他国へ売られました。このように際限のない有様です。

一、少々の過ちで死罪、追放を命じられ、家財田地まで没収されます

一、ご法度の者すべて通知もされず、一ヶ年に百人百50人と、斬刑または磔になりますが、獄門に晒すことはなく打ち捨てておられます。

一、近年欠所専任の役人ができ、未進の多い百姓の20年30年前の古帳を見出し、利息を倍に取立て死罪、欠所処分とされています。百姓にとっての年貢米は、銭の借金と同様に扱われております。

一、当国に対し、御台料3万石が贈られたのですが、百姓のためには使われないのです。しきりに訴えておりますが、断られています。政事には色々理不尽なことが多く残念であります

一、毎年困窮している百姓は、借物の糶ばかりを使って稲を育てています。当年何のお考えか、糶の貸し付けはならず、貯置いた米を売りに出されました。国中の米は高値になり、餓死人も出ております。

一、万民の貧困が進み、村々より役所へ訴え、借物について訴訟したところ、この6月小松村の百姓が大勢入牢となり、死罪を命じられました。出家衆が大勢出て様々意見を申上げて、ようやく御免となり、以後訴訟はありません。万民が申すには「この分では一兩年の間に、窮死するか死罪になるか、または親子兄弟散々に売り渡されるか、三つに二つは必らず起る。」とっております。哀れ存命中に5年か3年も御台料の憐れみを受けたいと、神仏に祈っております。

以上のとおり江戸の老中様にお伝えくださるよう、お願いします。この中身が偽りだとお考えのときは、15万石の百姓どもに直接お聞きください。江戸まで行って訴える前に、お代官様に先に申し上げるべきと考えましたので、是非ともお取り上げになるようお願いいたします。

もしお取上げにならない時は、江戸に参ります。ただ万民の一命を大事と存じてのことであります。以上。

寛文6年8月

羽州置賜郡屋代郷二井宿村

高梨 利右衛門

信夫郡御代官所宛

この嘆願書は伝写のものである。2百余年前より、幾回となく伝写を経たものと見え、文字の誤脱も少なからず、かつ当時慣用の言語文章は、今日には通じがたものも多い。しかしこれを熟読し、つぶさに当時の世情を考察すれば、上杉家の政治には弊があり、大いに人民を苦しめた事実は間違いないであろう。

上杉家の悪政をまとめると次のようになる。

- 第一 田地に竿を入れ収納高を増したこと
- 第二 種々の名目を使って運上外の掛銀を取り立てたこと
- 第三 藩が産物の売買を独占し、違反者を厳罰に処したこと
- 第四 重税を課し、未納者から過酷な取り立てをし、また悲惨な刑に処したこと
- 第五 無賃金で人夫を使用し、労力を奪ったこと
- 第六 農具を高価に貸し付け、買わない者に厳刑を課したこと
- 第七 農商品に苛酷な運上をかけたこと
- 第八 商人、職人に役金を出させたこと
- 第九 法律が過酷、厳重で、人民を束縛した こと
- 第十 人民を捕らえて他国に売り渡したこと

この十ヶ条は、たとえその一つでも民にとっては悩みの種である。人民の困難はいかほどであったろう。利右衛門が一心奮起してこの窮状を打開しようとしたのは、実にやむを得ないことであった。

代官所では嘆願書を読んで、一同顔を合わせて驚き、これは驚くべき上杉家の悪政かなと、深く百姓の困苦を察しはしたが、相手は名だたる国守大名である。こちらは一



介の代官であり、上杉家を問責する職権もなく、またこれを取り次ぎ幕府に差し出す責任もない。とかく評議に時を過ごし、取り上げる気色もなかった。

利右衛門はこのことをかねて予想していたので、代官所に赴き、嘆願書の返却を求めたところ、代官所はむしろ喜んで彼に返した。

こうして利右衛門は信夫郡より江戸をさして、数十の宿駅を通り過ぎ、十余日を経て8月の下旬に江戸城下に着いた。やや心を安んじつつ、ここまで追手にも捕えられず、道中で怪しまれず無事到着したことを喜んだ。

ある日老中の某氏の邸宅の門外に、老中の帰りを待ち伏せ、急訴哀願したが、老中は彼を無視して邸内入ってしまった。利右衛門は力無くしよげて宿に帰り、一間に閉じこもって策を巡らした。しかし江戸広しといえど頼るよすがもなく、人は多しといえども語らう友もない。空しく日を送り、9月も半ばになった。智計をめぐらし、ようやく一計を案じ出した。ある大工に依頼し、ほどよい桐の箱を綺麗に作らせ、蓋には金蒔絵で、將軍家の定紋三つ葵の紋を書かせ、その中へ嘆願書と自分の宿を記した書附を入れて固く封をした。これを挟み箱に入れ、上野近辺のある茶店に行き、そっとそれを置いたまま旅宿に逃げ帰った。

茶店では、昼の間は忙しさに紛れて、何の気も付かなかつたが、夜になり店を片付けている時、この挟み箱に気付き、怪んで箱を開いて見れば、中には將軍家の定紋三つ葵のついた桐の箱があった。家内の者は顔を見合わせて驚き、これは將軍家の大切な品物であろうと、急ぎ町奉行所へ届け出た。

世に伝わる話では、この嘆願書を入れた箱は五重で上の箱に三つ葵をつけ、中の箱には桐や菊などの紋を付けてあったので、下役人は勝手に開き見ることができず、將軍の手元にまで届くように作ってあったという。また老中に駕訴した後、町奉行所へ一度願い出たけれども、取り上げられなかったもので、やむを得ずこういう手段を取ったと記してあったという。

町奉行所では茶店よりの届を受けて、役人は不審ながらも蓋を開けた。嘆願書の中味を見て、奉行は容易ならぬ一大事と判断し、早速利右衛門を呼び出し、訊問し牢に入れた。

こうしてこの事件は、公(おおやけ)になった。老中たちは評議のうえ、上杉家の曲事は分明となり、利右衛門の嘆願は至当のことと評決した。そして屋代郷を元のように幕府直轄の代官所の支配地に戻した。

しかし利右衛門の領主を相手取り、世間を騒がせた罪は逃れがたく、上杉家へ引渡し

のうえ相当の処刑を受けるよう裁定された。町奉行は白洲においてそれを本人に伝えた。利右衛門は畏って平伏し、「農民の身でありながら国守大名を相手取り、恐れ多くも将軍家を驚かせた罪科は重いので、どのようなお仕置を受けても、毛頭恨みはありません。嘆願を聞き届けて下され、屋代郷三万石の人民は子々孫々まで立ち行くようになった上は、一命果てるのも覚悟のことです。」

と、少しも恐れる気配もなく、健気に申立てた。並居る幕吏の面々も、「さては土民には惜しい人物だ。あわれ武士ともしてみたい。」などとささやき合い、皆利右衛門の勇胆、義気を感賞したという。

しかし国の掟は曲げられず、利右衛門は上杉家の役人の手に引き渡された。上杉家の役人は利右衛門の嘆願書的一条から、幕府の取調べを受けた。不法の政事は一々叱責の上、改正を命じられ、あまつさえ屋代郷三万石余の預地は召上げられたので、大い怒った。土百姓の分際として、領主役人に恥を蒙らせたのはもっての外の不屈き。あくまで辛き目を見せて腹を癒やそうと、手ぐすねひいて待ちかまえていた。利右衛門は引渡されたその日より、厳しい責め苦を受けたが、かねて覚悟のことであり、少しも恐れ屈する色なく、彼らがなすままに従っていた。江戸から奥州街道を経て、出羽の国の二井宿まで連れ帰られたが、同所の一の坂という所で処刑されることに決まった。処刑の日時も決まって、その噂は遠近に広がった。屋代郷三万石の人民は、男女老若の区別なく、みな嘆き悲しまない者はなかった。せめては最期の際に一遍の回向をも唱え、死後の冥福を祈ろうと、連立って処刑場に群れ集まった。

程なく利右衛門は磔柱の上に、手足を大文字に開いて縛り付けられた。執行人が鎗を手にもち、左右に別れて構えたとき、後の方より息せき切って馳せ来る者があった。そして群集の人々を押しわけ、槍先きに進み出た。彼は利右衛門の同盟者の中の第一の人と聞えた、泉岡村の佐藤十郎左衛門であった。身は麻の上下を着けて厳かに装い、矢来の正面に進み出て、利右衛門を見上げた。声をかけようとしたとき、利右衛門は目ざとくも彼を見留め、にこっと笑って会釈をした。十郎右衛門はなすすべもなく、利右衛門の息ははかなく絶えた。

こうして利右衛門の処刑は終わったが、幕府は評決の上、屋代郷を従前のように御料所に復し、翌年の元禄2年に、高畠の代官拓植伝兵衛の支配とした。同4年には検地のうえ上杉領との境に番所を設け、支配地内の人民をよく保護した。

人々は、一旦国法により処刑された利右衛門を公然と墓碑を建て祠堂を設けることはできず、家々で隠れて霊を祭っていたが、その後20年余を経た享保元年7月24日、

長手村の豪農白石道石が、自費で縦5尺台座8尺四方の石仏を、二井宿(一の坂の処刑場)、泉岡、亀岡、馬頭、長手、川井の六ヶ村に建立した。名付けて六地藏という。(ただし破損修理費はその村々にて償うことと定め、その約束書は今も白石家に残るといふ。)また二井宿村の人々は、上杉家を恐れはばかって、利右衛門の法号「剣光直刀信士」を石碑に刻むこともできず、内々に位牌に記し、寺内に納めておいたが、享保の末に小郡山村の儒者武田良海氏が発起人となり、さらに法号を普照院鉄心受性居士と名付け、石碑を立てて刻み付けた。そのほか酬恩碑と大言した碑を建て、功績を永く後世に伝えていた。

しかし文久3年再び屋代郷民が嘆訴を起した時、江戸より幕吏の斎藤辰吉という者が来て、この墓酬恩碑を散々に打壊した。その掲示文を示しておこう。

二井宿の無宿利右衛門には昔不屈があった。厳刑に処せられたにもかかわらず、取留めない伝聞を唱え、ご法度の院号、居士などを付け、あまつさえ酬恩碑の三字を刻み、大碑を建てるのは、公儀を恐れない不屈である。きつく処罰するところではあるが、過去のことゆえ免除する。ただしこれらの墓碑などは破却する。

幕吏は墓碑と酬恩碑を破却したが、幕府が倒れて維新を迎えると、両者は再び建立された。場所は今の二井宿小学校内にある。酬恩碑の高さはおよそ1丈6、7尺、幅は8、9尺あり壮麗な記念碑である。

利右衛門の妻子は村民が相談して他国に逃れさせたということだが、その後を知る者はいないという。

屋代郷は利右衛門の嘆願により元禄2年頃から徳川家の直轄領となり、寛保2年まで50余年は安穩に続いたが、寛保3年に再び上杉民部大輔の預地となった。百姓たちは再び嘆願書を差し出したが、今度は決して昔のような過酷なことは行わないとの説得を受け、承服した。

さらに明和4年より高島城主の織田八百八の領地となり、以後82年の間、領主と仰いだが、嘉永元年またまた替地となり、文久2年までの16年間上杉家の預地となった。それらの期間中、百姓たちは安堵して歳月を送っていたが、文久3年2月10日米津の郡奉行所に、屋代郷中の名主全員が呼出され、上杉家の所領となることを伝えられた。早急に境界の番所を郡の境へ引移せと命じられた百姓たちは大いに驚き、またもや寛文年中の虐政を施されるのではないかと、人心穏かではなかった。

文久3年2月下旬、郷民一同は二井宿村の神社に参詣する名目で、一大集会を開いた。種々評議の結果、仙台の城主松平陸奥守へ上訴の取次ぎを願うことに決定、総

代3百余名が忍び忍びに出発し、3月27日に湯の原に集まった。しかし番所で取押えられ、全員上米(じょうまい)蔵に入れられた。そこに居ること94日、仙台の南方扱いの郡奉行宮沢左守、代官草苅鉄之助が来て、説諭の後屋代郷に帰された。しかし金原村の名主竹野庄左衛門外10名は、7月7日直ちに仙台に行き、奉行役片倉氏に嘆願した。後にまた屋代郷より総代の者数10人が仙台に行き、転じて白石駅に行き、片倉氏に養われて白石川にたむろしていた。幕府はうち捨ててはおかれないので、一同を桑折代官所に呼出し種々取調をした結果、ついにそのうち30人を江戸送りとした。江戸では、百姓の嘆訴は理がないではないが、当時の習いで、徒党の罪を悪としたので、庄左衛門外11人が斬罪に処せられた。斎藤辰吉はそのとき幕府より取調役として屋代郷に出張し、二井宿にあった利右衛門の墓碑を破却したのである。斎藤辰吉は、維新後に姓名を中野梧一と改めて山口県令に任じられていたが、後、職を辞し大阪で商売をしていたが明治16年9月に変死したという。

## 15 宮村才蔵（淡路国 天明年間）

宮村才蔵は淡路国三原郡宮村の人であった。天明2年の頃領主松平阿波守の執政役人に反抗し、身を犠牲にして淡路国の幾万人の生活の困苦を救った。この一件は淡路の国では縄騒動といい、今でもよく知られている。

淡路国には、津名、三原の二郡があり、知行高はおよそ6万3千6百石であった。天正の始め頃は安宅河内守の領地であったが、天正11年に仙石権兵衛の領となり、同13年より脇坂中務少輔安治が領し、慶長15年に池田三左衛門輝政の領地となった。さらに元和元年に蜂須賀阿波守至鎮(よししげ)が阿波の徳島の城守となり、淡路を併せて領することになった。それより淡路国洲本の城には、阿波藩の家老稲田九郎兵衛が在番し、治世に当った。以後淡路の国は阿波の蜂須賀家の支配を蒙り、同家より出張の役人の支配を受けて、百余年は民穏かに、何事も起ることなかった。

しかし、天明の中頃一つの騒動が起こり、一人の義男子を生んだのである。当時洲本城の本町に吉田屋平六という者がいた。狡猾で邪智にたけ、年来賄賂により支配の役人の心を結び、公事出入には常に理を非に曲げて、自己の利益をむさぼっていた。官の威光を笠に着て、算盤(そろばん)外の利を得ていたが、官の覚えがよかったので誰も咎める者なく、かえって苗字帯刀さえ許されていた。侍分のように名を吉見平六と称し、さらに私慾を充そうと、密かに家老の祐筆(秘書)の坂東米蔵と謀り、年貢運上を増加して共に利益を分け合おうとした。坂東も邪欲が深かったので異議なく同意し、早

速一つの新法を作りあげた。新しく役所を設け、増米方という役人を置き、吉見平六が頭取となって年貢を増やしたのである。

この坂東米蔵は奸智にたけていたので、甥の高田富次郎を同役の列につかせ、自分は表面には出なかった。やがて坂東の一族は富み栄え、ますます威勢を張ったので、追従する手合いも多く現われた。

この時中老(蜂須賀家では家老、中老、用人の順で役職があった)の仁尾主殿(とのも)は江戸在番であったが、帰国後は淡路の長官になるのではないかと噂が立った。吉見はこれを聞いて早速坂東と高田に対応策を相談した。二人は吉見に万事を任せた。そこで吉見は仁尾に贈る賄賂の物色を始めた。仁尾が盆栽を好むということが分かったので、好きの道より誘うのが良いと考え、ただちに人を大阪に送り、蘇鉄の良品を高価で手に入れた。

仁尾が帰国した時、無事の帰国を祝って蘇鉄を持参したが、仁尾は少しは恥を知っていたので、坂東、高田などの見知らぬ者からの贈り物を受ける筋合いはないと受け取らなかった。吉見はやむなく蘇鉄を持ち帰った(この蘇鉄は後に高田が貰い受けて自分の庭内に植えた。主が亡びた後も心なく繁茂していたという)。

この風説が世に伝わると、仁尾は清廉な君子だと評判になり、仁尾の淡路支配は人民に歓迎された。そして一日も早く坂東、吉見等の奸人を追い払い、過分の運上米を免除されることを期待した。

しかし仁尾は清廉の君子ではあったが、才足らず政事には疎(うと)い人であった。悪賢い坂東、高田は、表面では誠実の姿をし、仁尾の役屋敷その他何事にも残る方なく力をつくして世話をした。また彼の命令は謹んで受け、まめまめしく立ち働いたので、仁尾は大いに心をゆるした。世上の評判とはまったく相違しているのではないかと、忠勤無二の下役として信用した。何事も二人にまかせて置けばよいと、彼らのいうままに従った。坂東、高田は舌を鳴らして喜び、もはや重役は我が手の内で自在になった、この上はまた新法を編み出して、私財を増やそうと吉見ともども相談した。

淡路では木綿の物産が有り、これを大坂の間屋に向けて売りさばいていた。彼らはこれに目を付け、木綿会所というものを設け、木綿を持出すものは、皆その手を経なければ、売買できないように定め、その会所で運上を取立てることとすれば、余程の利益が得られると考えた。坂東は仁尾にこれをうまく説明した。もとより信用する坂東の申し分、かつ政事には暗いことなので、ただ「よきように取計らえ。」と答えた。

坂東らは喜び勇んで、早速大坂の泉屋伝右衛門という者を木綿会所とし、「国中の木

綿は一切 その会所に持参せよ。その他の商人とは直売買を厳禁する。」と、  
嚴重に触れを出した。

国内ではみな婦女子の手業で木綿を織っており、利潤も薄かった。随意に売買できず、なお運上金を払わねばならないとなれば、木綿の織元は当然、従来仲買などの業者も利益が奪われる。これにひきかえ坂東、高田、吉見らはうまく重役を欺き、運上金を私して、不義な富で豪華に耽っているうえ、さらに新法を編み出し、縄会所というものを設けた。これが縄騒動として世にあらわれた騒動の発端である。

新法の内容は、国中の百姓より各村の人数に応じ、縄を絢(な)って納めよというものであった。その目的は縄を得るためではなく、その縄に難癖をつけて容易く上納を許さず、百姓が難渋のあまり、縄代として金を差出すように仕向けたのであった。したがって縄の制度は非常に嚴重であり、太さ、細さ、長さに皆一定の規則を作り、一分一厘たりとも相違すれば上納を許さず、改めて作らせたので、百姓らの不満は一方ならず、苦情を唱える声が鳴り響いた。もとより従順で卑屈な百姓のならいで、いそしんで縄を作ったが、長短大細の規則に合わず、突き返される者が多く出た。幾度もおとなしく詫びいる百姓に、さすがの坂東らも、これでは金にならないと、何とかして良い方法はないかと、またもや工夫をこらして、国内に触れを達したのが、「縄は会所に寄り合って作れ、自家での作業は禁ずる。」というものであった。同時に村の庄屋、組頭にこれを厳しく取締れと命じた。庄屋、組頭も迷惑なことと思いながらも、拒めばどんな咎めを受けるかしのとおり村々に会所を設けて村の百姓を一か所に集め、縄を作ることにした。その不便なことはいうまでもなく、縄絢いの日は用事をうちすてて集会せねばならず、村民は困り果てていた。

これでも金にならないと、坂東らは過酷の極みともいえる驚くべき布令を出した。「今度上に おいては縄の灰が入用である。よって今後はなつた縄を灰にして差出せ。ただしその灰は縄の形をくずさないようにして上納せよ。少しでも縄形を損じたものは、採用しない。」というものであった。

灰は軽くて飛び散りやすいものだから、これは世にありえないことだ。困った村民は縄代を金で払うからお聞き届け下され、と嘆願した。坂東らは手を打って喜んだが、村民は不当な年貢に加え縄代を取り立てられ、無念ながらも耐え忍んだ。

一方領主の利益は増えたかという、この制度は藩の正式な触れによって行ったものではなく、坂東、吉見は僅かな金額を藩に入れたのみで、大部分を私にし、巨大な家や蔵を建てて奢侈を極めた。官の権威を笠に着て、一般の人民を侮蔑し無道を極め

たので、百姓の恨みは日に日に積もり、無気力で卑屈な村民も堪忍袋の緒が切れて、ついに憤懣を晴そうと企てた。

頃は天明2年の3月、各所の村々では、寺院、お堂など便宜の場所に集会して、手段、方法を相談した。中でも広田宮村の才蔵は、日頃から深く坂東吉見らの邪悪を憎み、折があれば事を起してこらしめ、万民の嘆きを救おうと強い志を持っていた。この機会を失ってはならないと、急に檄文を作って四方へ回し、日を期して一時に立とうと考えた。だれもが承知の趣旨だから、この上は何の子細もいらぬ、一挙に仇の家を打潰し、百姓の困苦を重役に嘆願しようと、一夜同村の百姓とともに宮村八幡宮の鐘楼に上り、早鐘を撞(つ)き鳴らした。かねて定めた合図を聞いて、四方より人が集まり、たちまちの間に数百人になった。才蔵はこれを見て大いに喜び勇み、「この人数で押し出せば、道筋の村々は招かなくても自ら加わるだろう、また遠方の村々では、これを聞き伝えて四方より蜂起するだろう、一両日を経る内には幾万人の多勢となるだろう。」と考えた。百姓たちはそのとおり、蓑笠を身にまとい、竹槍その他の得物を手に携え、道々人数を増やしながら勇ましく洲本をさして進んで行った。桑間川に着くころには、数千人となり、その勢はどんな堅固な鉄壁も押し潰すありさまであった。

この状態は早くも須本の役所に往進され、仁尾を始め重役は大いに驚き、早速騎馬侍に足軽數十人を添えて桑間川へ差し向けた。進み来る一揆を制して川より先には進めないようにして、才蔵始め重立った者と呼び、一揆の趣旨を尋問した。才蔵は進み出て、「前年来坂東、吉見らが邪悪な施策を逐一実行した。もしこのままで年月を経る時は、この国の百姓はことごとく餓死し、農村は滅亡する。よって止むを得ず人民一同がまかり出て嘆願し、もし聞き届けられなければ、怨みある者の家に仇(あだ)を返し、いさぎよく死ぬ覚悟である。」と申し述べた。出張の武士はすべて聞き終り、「もったもな願いだ。願いの趣旨は充分重役に申上げて、聞き届けられるよう取り計らう。かつ下役人の邪悪な行為は、とくと上より取調べがあろうから、決して乱暴がましいことをせず、一同村々に帰り、穏やかにその結果を待て。」と述べた。才蔵らはもとよりいたずらに事を好み乱を起す心ではないので、出張役人の懇(ねんご)ろな説得を受け入れ、彼らの誓いに偽りはないと安堵した。大勢の者を押し鎮めて、ともかく一旦村に帰り、後日の沙汰を待つことにした。穏便な行動であった。

出張の役人らは役所に帰り、才蔵らの言い分を上にも報告した。仁尾らはこれを聞いて大いに驚きあわてた。このことは早くも本藩に聞えて、本藩より重役の者が出張してきた。一揆の言い分を聞き、政事の始末を尋問したところ、すべては坂東、吉見らの奸

悪邪慾の所行と判明した。さっそく人心安撫のため、新法を廃し、運上米のこと、木綿会所のこと、縄会所のことなど一切を免除した。農民の喜びは言うまでもなく、みな安堵の眉を開き、戸毎に祝い合った。

この上は邪悪の役人どもを成敗して国の掟を正し、民の怒りを慰めねばならない。本藩の重役は評議のうえ、このたびの騒動の大元は吉見平六なりとし、早速役人を吉見の家に出張させた。そして組頭、五人頭の者にきびしく申付けて警護させ、家財倉庫を封印させて、後の沙汰を待たせた。また坂東、高田の庸人は一応吟味の上、網乗物にのせて本藩に送り、徳島の獄屋に入れて終身禁獄の刑に処し、妻子はすべて追放処分とした。執政の仁尾は、悪業を共に謀ったのではないが、勤務中の不行届きであり、取調べの上一時閉門を命じられた。後に知行改易、郷中へ蟄居を申付けた。嫡子の朝吉には新地7百石を与えて、仁尾の家を復活させた(仁尾は千石から7百石に減らされたが、後功績があって千石に復した。仁尾内膳と称せられたという)。

こうして役人たちの処置は落ち着いたので、次に悪事の張本人である吉見平六の取調べが始まった。役人が彼の家に出張して倉庫を開き、諸帳簿を調べると、年来働いた邪慾の行いが逐一あらわれた。重々不屈きの次第だとして、家屋、敷地、家財、酒店その他一切の物品を残らず没収し、平六は取調べ中同町の柳屋某の家に禁錮された。そして2ヵ月ばかりたって病死してしまった。農民たちは処刑の日を待ち設けていたが、それはならなかった。また藤岡某という人が吉見と同役で、運上米を司っていたが、厳しい取調べの後、少しも私慾の行いはなかったと判明し、無罪、放免となった。また高田の兄に坂東孝太郎という人があった。俳名を鱸文(ろぶん)と称し、風流の才あり性は廉直であったが、叔父と弟の不義非道の結果、上は本藩の厳刑に処せられ、下は人民の嘲笑を受けることとなったことで深く恥じ入り、辞世の俳句を残し鳥銃で喉を貫きいさぎよく相果てたという。

次いで、百姓たちも禁制を破り、徒党一揆を企て国内を騒がした罪が問われた。本藩より伊賀士(伊賀士とは徳島藩で目附隠密などを司る役人)が淡路に出張してきた。そして一揆の根源になった頭取の者を密かに探し出した。その結果、宮村才蔵こそ檄文を回し、桑間川で役人に応対した本人とわかり、捕り手を差し向けた。

才蔵は自分が一揆徒党の頭取であることを進んで白状し、「淡路の農民が自分の死によって長く苦患を免れるのであれば、死んで恨むところは少しもない」と述べた。役人どもは感心し、百姓には稀な大丈夫かなと、深く惜しんだが、助ける方法もないのでついに死刑に処した。



才蔵は斬首ののち首を晒されたが、妻は甲斐がいしくも闇にまぎれた刑場に忍び入り、夫の首を抱きかかえて村に帰り、ひそかに土中に埋め隠した。本藩では、これを見て一度は色めいたが、役人の怠慢により起ったことでもあり、妻子には罪を及ぼさず寛大に処分した。妻は心安く夫の菩提をとむらったという。村人も密かに申合わせて法会を営んだ。

村人は後になって彼の恩徳を永世に伝えるため、大きな石地藏を三木田村の街道の傍らに建立し、年々の忌日には老若男女群集して、賑やかに祭って、彼の恩功を称賛した。近辺の云い伝えによれば、彼の霊魂は死なずに蝗(いなご)となり、怒ると国中に仇をするという。蝗のことを才蔵虫といい、蝗の多い年は才蔵虫が怒って祟りをするので、人々は怖れて祭りを行うという。

灰繩の一件は後人の作り話が加わったものであろう。

## 16 石井伊左衛門 神長市兵衛 須鎌作次郎(下野国 元禄年代)

石井伊左衛門は、下野の国都賀郡下稲葉村の人である。家は代々農を営む。富農とまではいえないが、村の用をする有能な家筋で、村の総代を勤めていた。人となりは仁愛の心深く、窮民を見れば、家資をなげうって救う。また村民に不幸があれば涙を流して同情した。したがって村人はあがめ尊んで、親しむこと父母のようであった。

伊左衛門は幼少より仏の道を深く信じ、憂き世のはかなさを嘆いていたが、こんなに村人に敬まわれて嬉しいとも思わず、人間わずか五十年、露や雷の世に在って、富貴栄華に誇るとも、無常の風に吹き誘われれば、三寸息断えて万事休す、哀れはかなくあだし野の煙と消える身の上である。「仏門に入って後世を祈りたい。」と、村人の止めるのも構わず、遂に世を捨て同村の一乗院という寺に入り、頭を丸め香染の衣を着て、念仏三昧に日を送っていた。

神長市兵衛は、上稲葉村の人、須鎌作次郎は壬生(みぶ)新町の人であった。共に俠気ある人々で、伊左衛門とは平素から無二の親友であったから、伊左衛門の出家の後にも常に親しく交わっていた。

ある日のこと、伊左衛門は例のとおり本堂の仏前で念仏を殊勝に唱えていた。すると、あわただしく門内へ駆込む者があった。何者かと念仏を止めて後をふり向くと、神長、須鎌の兩人である。何事かとたずねると、作次郎は「我が壬生領内の百姓の安危滅亡にかかわる一大事が起きた。片時も捨てるおことが出来ないの、出家の身ではあるがどうか知恵を貸してもらいたい。」という。

話を聞くと、「壬生の城主加藤越中守が無理な掟(おきて)を定め、領内の人民を苦しめている。強訴嘆願して民の塗炭の苦みを救うために密議をこらしたい。」という。下野国の壬生城は、寛正2年に京都の公卿各務(かがみ)輔世(すけよ)の次男壬生彦五郎義雄が武道を好み、時の将軍足利義政に頼んで、この地の正平山に城を築いた。彦五郎は改名して壬生筑後守と称し、24万石を領した。しかし小田原の北条氏に随従して秀吉の小田原征伐に反抗したため、一家は滅亡した。子孫は逃れて京師に隠れたという。その後壬生城は結城宰相英朝の領に併合され、結城氏が越前福井に移ってからは、日根野織部正が領主となった。慶長5年のことであり、禄高は1万石であった。35年を経た寛文11年5月、城主は阿部豊後守となり、禄高は2万5千石であった。豊後守が3年間在城の後、2年間は代官市川孫左衛門が支配した。その後寛永16年から三浦志摩守正次が城主となり、天和2年にその子の志摩守安次が跡を継いだ。

このように領主は次々交替したが、領内の人民は何の異変も無く、国は治まり太平の世を過ごしていた。しかしこの三浦安次の代となった時、収斂(しゅうれん)にたけた汚吏が任用されたのか、領内の田畑すべてに検地をおこない、苛酷な竿を入れた。従前に比べ1ヶ村平均2倍の評価を下したのである。一例をあげると、都賀郡下稲葉村の明細帳には、旧高5百53石2斗であったものが、9百75石9斗4升となったとある。つまり検地により4百22石7斗4升の増となり、検地の酷なことはなほだしいといわざるを得ない。他の村々も大同小異であり、領内の不満は高まった。

しかし百姓は卑屈従順を習いとするので、誰一人嘆訴する者もなく、その後50年にわたり過酷な年貢に耐えてきた。

元禄3年5月14日になって三浦壹岐守明敬(安次)は日向の国延岡に移された。領内の人民はこの知らせを聞いて、これで疫病神がいなくなると大喜びした。新しい領主が来て検地の法を廃し、非道の年貢を見直してくれるものと期待した。ところが新たに領主となったのは松平右京太夫輝貞といい、その下にはこれまた三浦に劣らず压制非道の役人が多く、種々人民を苦しめた。とりわけ居城を日光街道の要害とするとして、幕府の許可を受け、たちまち大規模な改築工事を始めた。領内の人民に一日に2、3百人の人足伝馬役を割当てたほか、入用金として臨時の献上金を領内の豪家に申付け、また町屋敷を用地にすると唱えて取壊すなど、压制はますます激しくなった。人民の困難は積もり、今ははや竹槍にも訴えんかと思うばかりの有様となった。ただしこの城普請については、幕府の見方もよろしからず、過分の普請をして御法を犯したとして、

引責のうえ上州高崎へ国替を申付けられ、元禄8年7月 17 日、代わって加藤越中守明英が城主となった(武鑑によれば、加藤家は加藤左馬助嘉明の子孫で、明英は嘉明の孫明友の子である。貞享元年2月に親から水口の封を継ぎ、同2年9月に詰衆となり、十二月に従五位下に叙し佐渡守と称した。元禄2年8月奏者番となり寺社奉行を兼ねた。3年 10 月若年寄に進む。同 8 年5月水口からこの壬生城に転封され2万5千石を受ける。元禄 10 年4月に越中守に改めたとある。)

壬生領内の人民は今度こそは良い領主であることを祈ったが、あわれ空頼みに終わった。新領主の加藤越中守は前の領主に勝るとも劣らない非道圧制の人で、彼に従った家来役人どももすこぶる残忍酷薄であった。領地に着くと間もなく、未曾有の年貢を徴収し始めた。その時の布令の大略は、「今度お上においては、新たに国替となり、種々の物入りがあるので、当分の間既存の年貢のほかに、次の七品の運上を上納せよ。」というものであった。

大麦 1石につき2升7合

大豆 1石につき2升6合

稗 1石につき1升5合

荏油 1石につき4合

真綿 1貫目につき7匁

紅花 1貫目につき7匁

麻苧 1貫目につき2百匁

これらを村高に応じて割り当て、容赦なく取り立てた。後世「七色の掛物」として有名になった壬生藩の悪名高い運上品であった。

常に義に勇み侠気に富んだ須鎌と神長は憤然として伊左衛門の下に駆けつけ、還俗のうえ我らとともに、貧民を救うために力を貸してほしいと頼んだ。伊左衛門はしばらく黙然と眼を閉じていたが「私も打ち続く領主の悪政に村民が苦しめられ、領内の行く末はどうなるものと心にかかっていた。人を救うのは出家の役である。お二人の義信に従って墨染の衣を脱ごう。」と決心した。

村々では3人5人と集まって、もっぱら強訴、嘆願の方策に日を費していたが、次第に人数を増し、あちこちの社寺で百人以上の百姓集会が行われた。この風聞は早くも壬生藩に聞えたので、役人どもは立腹し、君公の入国の始めに百姓どもが布令を守らず、あれこれと苦情を唱えるのは、加藤家の威光を軽んずるものだと、寄合集会等を厳禁する旨の触れを村々へ流した。

重立った百姓を呼出し、「お上よりの達しに不服を唱え、徒党がましい寄合など致しておると聞く。もつての外である。今回は寛大の沙汰をもって許しつかわすので、今後は厳につつしむように。もし背いて集会などをすれば召捕ってお仕置をする。」と伝えた。百姓どもは心中大いに憤ったが、敵対する力もないので、おめおめと畏(かしこま)って村々に帰り、小前の者に知らせた。小前の百姓は驚き怒り、「さてさて小面憎い役人ども、よしそれなら一同力を合わせて今に目に物を見せてくれよう。」と、言葉には出さないが一致して、一揆を企てる準備を調えた。誰かが音頭を取って指揮を取るなら、何時でも蜂起すると、手ぐすねひいて待ちかまえた。

伊左衛門、市兵衛、作十郎の三人は、このありさまを見聞して密談ようやくまとまった。「今やいよいよ事を起こす時である。しかし最初から乱暴を起しては、我々の志は貫けないのみか、かえって重い罪となる。まずは嘆願愁訴してあくまで情理に訴えるべきだ。」と、村々に通知し、領内一同の者より嘆願の同意を求めた。しかるにこのとき、またもや役人よりきびしい触れが出て、「布令に背き嘆願など申出るものがあれば、容赦なく召捕って厳罰を加える。」と威嚇した。元来卑屈無気力の人民は大いに委縮し、力みかえった勢いも抜け、ただ役人の下知に従うほかないと、平穏な嘆願書にすら連判する者は少なくなった。連判に応じたのは上下稲葉村、壬生新町ほか8ヶ村のみとなった。

三人は憤慨したが、この上は我々三人のみになっても、必らず初心を貫いて万民の苦を除こうと、誓いを新たにした。壬生領内数百ヶ村の内より僅か 11 ヶ村が総代となり、壬生城の役所へ七色の掛物免除を哀訴する嘆願書を提出した。

役人たちは大いに立腹し、「百姓の分際でお上に向い嘆願などとはもつてのほか。領内の百姓は善にあれ悪にあれ、何事も領主の命令に従え。

このたびは領主の出費多端につき行方一時の措置ではないか。」と怒り、三人を縛り上げ牢内で苦しめた。三人は「我々が牢にいる間に、願いがかなうかもしれない。それが駄目な時は折を見て、江戸幕府に直訴することにしよう」と相談をまとめた。そのためには白洲に呼び出されるたびに前非を悔い、願いは思い止めたと申出ることにした。役人たちは三人が改悛したものと信じ、嚴重に念を押しうえ縄を解いた。

解放された三人は「このような非道の役人どもと論ずるのは無益だ。早く江戸へ出て將軍家に直訴しよう。もつとも役人どもに見咎められると危い。夜陰にまぎれて出発しよう。」と支度を調べ、日暮れを待った。

こんなこともありうると警戒した役人たちは、三人の出発を待ち受け、再び取り押さえた。

初め三人は江戸出立を否定したが、厳しい拷問と証拠を突き付けられて、万民の苦しみを救うためであることを白状した。役人どもは立腹し、「あくまでも領主の法度にさからう以上は必ず一命を取られる決まりだ。自分の首と七品の掛物を引き替えにする心得か。」と、威嚇したが、三人は「七品の掛物さえ免除されれば、一命を失っても怨みには思わない。」と悪びれず答えた。

さすがに悪どい役人も彼らの義勇には驚き、領主役人は種々評議をつくした結果、嘆願書に連判した 11ヶ村だけは七品の掛物は免除するとの達しを出した。ただし伊左衛門、市兵衛、作十郎の3人には、お上に抗し法に逆った者として、無残にも死刑を言い渡し、壬生藩の処刑場で斬罪した。3人は初志が貫徹したので、潔く刑に服したが、11ヶ村以外の連判に加わらなかった百姓には、なお苦患が続くことは心残りであった。

11ヶ村ではおのおの総社八幡という社を建立し、毎年一回盛大な祭りを行って三人の恩徳を偲んでいる。

一説によると須鎌作十郎は壬生新町の台林寺の住職と懇意であった。台林寺は慈覚大師の出生地として由緒のある寺であり、日光宮がたびたび参詣していた。住職は日光宮を通じて、作十郎の命乞いをしたので、一人のみ死を免れたという。作十郎は後に出家して石井、神長の二氏の冥福を祈ったという。

## 17 中神谷村武左衛門 中平久保村与総治 上小川村与八

### 好間村理四郎 柴原村長兵衛 (陸奥国平 元文年間)

この五人は岩城(いわしろ)国(当時の陸奥国)平の城主内藤備後守政樹の領内の農民であった。元文年中に領主の官吏らの虐政を憤り、領内人民の困苦を悲しみ、生命を犠牲として長く同胞数万人の自由と幸福をもたらした人々である。彼らの平生の言行などは、ただ耕耘をこととする農夫に過ぎないので、詳しい記録はない。ただ当時の藩政の過酷であったことと、百姓一揆の顛末を記して、彼らがまた民権家中の人であることを証明しよう。

武鑑によれば、内藤家は慶長8年、左馬助政長が安房の勝山より移されて、陸奥国岩城平の城主となり7万石を領した。子孫に伝えて備後守政樹が領主となった。その間百年余り、世は太平で四海波なく、人民は安堵して領内はよく治まっていた。しかし太平が久しければ人心は安逸に流れ、国を治め民を養う道も自然に怠りやすくなる。上

下ともに放恣のふるまいが多くなってゆく。徳川の中央政府はいうもさらなり、地方3百の列藩の政道も自ら弊害が多く生じた。中でもこの平藩では内藤備後守政樹の世になってから、自己は江戸にあって繁花の巷(ちまた)に月花をもてあそび、領内の政事は、家来役人どものなすがままに任せたので、政道は乱れ、財政は大いに窮して、藩政は危機に瀕した。

頃は元文3年の正月であった。国家老の内藤治部左衛門は、舎弟の内藤舎人と相談した。このように殿の勝手向きが年々逼迫してきたのは、役人どもにとっても迷惑で、行く末は幕府向けの御用も勤めることが出来なくなるのではないか。なんとか持ち直して、台所を豊かにしたいと、勘定奉行の三松金左衛門、中根喜左衛門の兩人を呼び種々相談した結果、百姓に夫役金を百石につき1両3歩を7ヶ年の間取立てる法を定めた。7万石の高だから8千5百両になる。

治部左衛門から江戸の城主に上申すると、「それは我が方にとっては都合がよいが、百姓は難儀するであろう」との返事であった。治部左衛門は押かえして、「いえそうでもございません。百姓どもはことのほか裕福で、我々より家作もよろしく、衣類などは申すに及ばず、諸事贅沢を極めております。1年に金1両ばかりは小さなことで、さして困窮にもなりますまい。」と言葉巧みに申立てたので、備後守も「そうであればとも角好きに計らえ。」と返事した。そこで治部左衛門は舎人(とねり)に命じ、郡奉行の三村務右衛門、遠山治平、鶴野与太夫の3人呼びよせ、村々に布告せよと命じた。3人の郡奉行はとても驚き、中でも三村はよく百姓の実態を知っていたので、進み出て申すには、「百姓どもはことのほか困窮しており、当年の年貢の上納も致しかねております。このうえ夫役金を取り立てるとなれば、さらに難渋するでしょう。無理をすれば1年は何とかしのぐでしょうが、7年間はとても無理と思われます。この件は今一度再考されたく存じます。」とはばかりことなく答えた。

それを聞いた舎人は「郡奉行という者は、とかく百姓と親しみ、百姓の肩を持つ。今度のことは百姓には余裕があるとの殿の判断によって決まったことだ。苦情を申し立てる百姓があれば、容赦なく召し取って牢に入れよ。」と厳重に申し渡した。3人は「上意とあれば致し方ありません。そのとおりに村々に申し伝えます。」と答え、会所に帰って手代、下役、名主を集めて命令を伝えた。

これを聞いた名主たちは驚き呆れつつ、「これでは百姓の生活は成り立たない。どうかこの件は免じてくださるようお願い申しあげます。」という当然の反応であった。しかし、いまさら願い出てもどうなるものでもないので、名主たちは3人の郡奉行に説得されて村

人に伝えた。

百姓たちは、「年貢さえ未進がちであるのに、このうえ夫役金をかけられるとは、非道なお達しではないか。」と不満は高まった。そのうち納期の8月となり、役人は上納の催促を厳しくするため農村に出向いたので、人心は不穏な状況となった。諸所に集会して、納金不平の議論がやかましくなった。

『元文世説雑録』によれば、この時の触書は農村ばかりでなく、酒屋豆腐屋その他の店にもその日の売上高により運上金が課せられ、問屋には扱ひ荷物一駄につき売り買いの双方から運上金を出させたという。

何者の作とも知れない回文が村々に回った。それには、「百姓一同の願いの件で、9月17日午後4時に平市内に集まれ。15歳以上60歳までの男は必ず参加せよ。参加しない村があれば火を放って焼き払う。」とあった。百姓たちは前日からその日を待ち受けて、蓑笠に身を固め、得物をもって7万石の村々から一斉に集まった。

18日の昼頃には鎌田川の岸に5千人ほど、北白土村八幡宮に3千人、谷川瀬口に3千人、尼子橋に詰めた者3千人、好間村につづいた内河原に千人余、平久保川の前面に3千人、その他あちこちに数百人、数十人と集まり、老若合わせて12万人に達したという。

この勢いに乗って、平生より恨みある奴らに一泡吹かせよとて、玉山村組と四倉組の百姓大勢が思い思いに得物をかかげ、狐塚村の与右衛門宅へ押し寄せ、「酒を売れよ」と叫び声を上げた。与右衛門方は大いに驚き、敷地内に入れては面倒と、門を閉じた。息子の瀬平が出て、「酒は切れていない。気の毒ながら帰られよ。」という、百姓たちは腹を立て「酒屋に酒がないはずがない。売らないなら勝手に呑もう。皆々来いよ。」と呼ばわり、小門を押し破って入った。数百人の百姓が酒倉に乱入し、酒樽を開けて散々に飲み、凱歌をあげて引揚げた。また神谷組の百姓どもは菅浪村の七右衛門の宅へ押し寄せて、皆口々に「金子百両借り受けたい」と大声で呼ばわった。「七右衛門は留守です」と女房がこたえると、百姓どもは「七右衛門が留守でも、金子は留守ではなかろう」と長持を打割って見よとて、大勢家内に乱入し、散々に打こわし、悪口を云いながら立ち去った。この二人は平素から富を誇り、百姓を虐げていたから、この騒動に乗じて乱暴を受けたという。

こうしてその日の黄昏(たそがれ)になった。合図に従って四方八方へ控えた一揆の人数は、一度にどっと鬨(とき)の声をあげ、法螺貝を吹き立て、すさまじい勢いで城下に押しよせた。城下は大騒動となり、多人数が一時に充満し、町々に立並んだ家々も押

し潰されそうな有様となった。城内はまだ備えが付いていず、静かに音もなく、鎮撫の人も出てこなかった。群衆はかねて憎まれていた三丁目丸屋市郎右衛門の店を打ち壊し、引き返して二丁目の会所に押し寄せ、牢内の囚人を解放した。この囚人の中には荒田目村の喜総治という者がいた。彼は11年前やはり藩政のことで百姓の総代となり、嘆願書を差出したが、藩の役人はこれを聞き入れなかったため、将軍に直訴しようとして目安書を江戸にさし出した。だが、幕府にも採用されず、備後守に引き渡しとなって11年間入牢していたのである。百姓らは彼を先頭に立てて紺屋町に押し寄せ、紺屋七郎右衛門の宅を襲い無二無三に打ち壊した。この七郎右衛門は元来邪慾の者で、常に邪悪な役人と心を合わせ、穀物その他の締買をし、あるいは高利の金を貸し、訴訟の時は賄賂を用い、小前百姓を苦しめていた。自分は豪奢に年月を送っていたので、このように大衆に襲われたのである。さてまた一揆は用人の三松金左衛門、中根喜左衛門の両人が日頃権力をもてあそび、百姓を苦しめていたので、まず三松邸に押し寄せ、門を打ち破り雨戸障子を蹴破り、家財を手当たり次第に粉みじんにして気晴らしをした。

そのとき会所の方より矢が一筋飛んできて三松の長屋にぐさっとささった。また会所の物見より鉄砲を打って威したので、群衆はますます興奮して会所を目指して進んだ。

この時真先に進んでいた好間村の理四郎という者は、会所の門際に馳け寄って、窓より突き出した鉄砲の筒先を取って引ったくり、奪い取った。後に続いた一揆の者は勇気を得て門を打破り、会所の内に乱入した。四方八面に暴れまわったので、詰め居る役人は驚ろき恐れ、どこともなく逃げ失せた。百姓たちは今ははばかりと、土蔵を破り、年貢運上にかかわる帳面を取り出し、庭へ山のように積み重ね、一度に火をかけ焼き捨てた。その煙のすさまじさは、まるで火事のようにみえたので、所内の騒動は一方ならず、得物を携えて皆城中に立て籠った。こうして一揆は会所を壊し、心地よしと凱歌をあげ、一旦町々へ引取った。

やがてその夜の9時ともなった時、城の方より騎馬の武士が2人市中へ出張し、一揆の群がる中へ真一文字に乗り込んだ。何やら墨黒に書いた紙を竹の棹(さお)に結び付け、これを馬上でひるがえしつつ、大声をあげて叫んだ。「我らは当城よりの使者赤井喜兵衛、塚本伝左衛門である。このたびお前らは徒党を組んで城下に乱入し、諸所で乱暴をはたらいたのはもつてのほかの曲事である。定めて何か嘆願の筋があつてのことであろう。そうであれば書面を差出せ。われら両人はこれを取次ぎ、江戸へ送達する。明日の九つ時までに喜兵衛方へ書付を持って来い。我々は直ちに江戸に登り殿様へ



願いの趣旨を進達する。ついては一同おとなしく後日の知らせを待つように。」

一同は承服し、それぞれ持場の町々へ引取って夜が明けるのを待った。翌日の19日朝、一揆の中から触れが出て、「村々の総代の者1、2名ずつ印形持参のうえ菩提院町へ集まれ。」とあった。村々の者は心得て重立った者は皆総代の任をおびて菩提院町に集まった。この時中神谷村の武左衛門、中平久保村の与総治、上小川村の与八、好間村の理四郎、柴原村の長兵衛の5人は真先きに進み出て、硯紙などを用意して前に並ぶ総代たちに向かって言った。「このたびのことは、我々5人が頭取となり何事も引受け申す。願い書には1組より2人ずつ押印されよ。」と願書を取り出し大勢の者に印形を押させた。この時湯本組では下船尾村の伝兵衛、矢田組では荒川村の定右衛門、住吉村の新右衛門、岡小名村の作兵衛、その他高久村の太平寺が押印した。

その日の八つ時に赤井喜兵衛方へ行き願書を差出すと、喜兵衛、伝左衛門はそれを受取り、皆々に向い、「願書は正に預った。明日我々江戸に上り願いの筋を取次ぐ。よって我々が江戸より帰るまでは残らず村々に戻り、おとなしく返事を待て。」と申付けた。百姓共はありがたく命に従ったので、平の市中はようやく静かになった。

赤井喜兵衛は翌日直ちに早駕籠で平を発し、22日の昼に江戸に着いた。備後守に領内の百姓騒動の始末を報告し、願書を出して願いの筋を説明した。備後守は大に驚き、「かねてこんなこともあろうかと思ひ、治部左衛門に念を押したことだ。この上は幕府の聞えもあり、隣国の外聞もよろしくないの、百姓どもの願いを聞届け、事を穏便に収めよ。」と命じた。

喜兵衛はまたも急いで引き返し、磐城平の城下をさして戻った。もし途中まで頭取の者が出迎えているなら、江戸の首尾を聞かせて喜ばせてやろうと心掛けていたが、誰も迎えるものはいなかった。ただちに家老の治部左衛門宅を訪れ、殿様の意向を伝えた。そして、「この上は一日も早くこれを百姓に伝え、領内が安堵するよう取計らっていただきたい。」と述べた。さすがに邪慾の治部左衛門も殿の命であればいたし方なく、「では、頭取どもに申し渡して安堵させよう。」という時しも、内藤舎人はこれを聞き、治部左衛門の方にいうには、「このたびの事は我々が発意し、夫役金その他の掛物を百姓どもに申付けたのであり、百姓どもが苦情を申し立て、一揆徒党を企て、我々の面目をつぶした。殿の命令を彼らに伝えるにしても、相当の処分をしなければならぬ。」と進言した。治部右衛門も「それはもつともな事だ。上を軽くみる百姓どもの見せしめのため、何とか取はからえ。」と舎人にまかせた。赤井は心ならず思ったけれども、重役の命であり是非なく丁承し、任を終えて我家に帰宅した。舎人はすぐに会所に赴き役人

どもに「足軽三十人を忍ばせ、頭取五人を召捕えよ。」と下知を伝えた。頭取の五人は、赤井喜兵衛が江戸より帰ったと聞いて、すぐに赤井方へ駆けつけた。喜兵衛は取次の者に「帰っては来たが、道中より病気にかかったので、結果は郡方の者に伝えておいた。会所へ行ってきてくれ。」といわせた。5人は会所の門内に入ると、かねて用意の捕っ手に難なくからめ捕られた。

この噂はすぐ村々に広まった。領内の百姓はまたまた騒ぎ出し、願いの結果が分からないまま、頭取たちが不意に召捕られるとは、どういうことだ。これは悪役人どもが、殿をあざむき百姓を苦しめるために相違ない。いざ再び押し寄せて5人の頭取を奪い返し、あくまでも願いを貫こうと、あちこちに集会し、再び城下に押寄せる勢いを見せた。平城では、今度は十分に用意を調べ一揆が押寄せてくれば、防ぎ戦って追い返えそうと、家中の侍を残らず籠城させた。

しかしまたま城内には兵糧(ひょうろう)の貯えが少なく、大倉には粃(もみ)米が五十俵しかなかった。やむなく粃米を急ぎ玄米にし、そのまま焼き飯にし、味噌汁と共に城内に配った。しかし粗末な食事では、兵の意気も上らない。しかもこの騒動は19日より始まったことであり、27日の朝になると、兵糧はいよいよ尽きてきた。28日には湯長谷藩から白米百俵が送られてきたので何とか息をつないだ。

一方百姓たちも頭取を捕らわれてのちは、勇気が衰えたのか、再び城下へ寄せることなく、不満を漏らすのみであった。

舎人は始めて心を安んじ、このうへは村々を鎮撫して受書を取ろうと、増田稻右衛門、加藤伝右衛門、片山市右衛門、工藤源右衛門らを村々に派遣した。彼らは平穩にお上の沙汰を待つならば寛大な処置をすると、百姓を説き伏せた。百姓たちは日本の大小の神、熊野の牛王(ごおう)に誓って平穩を約束した。

こうした準備の下に、舎人は郡奉行、寺社方などを総動員して頭取たちの取り調べを始めた。もとより五人は覚悟のうえでおこなったことだから、少しも恐れ隠すことなく、「領内の百姓一同の難儀を救うため、一揆の頭取となったことは相違ない。城下を騒がせたことは申し訳なかったが、百姓一同の嘆願の趣旨を聞き届け下され、夫役金その他の運上を免除して下されば、いかなる厳しい処分にあっても、構いません。」と、返答した。それなら別段詮議する必要はないと、処分をどうするかの評議に移った。

その後間もなく、江戸の備後守の許より、「夫役金は廃し、その外過重な運上は皆残りなく免除せよ。」との通達があったので、国許の役人はこれを領内に触れ達した。領内の人民はこの達しを聞いて大いに喜び、歓喜の声は村の内外に響いた。これに引き

かえ役人らの憎しみが強かった頭取の5人は、二丁目牢屋ならびに会所、三松金左衛門宅を打破り、家財を奪い取った罪と称して、翌年の元文4年8月20日、平の町よりほど遠くない鎌田川原で斬首の刑に処せられた。哀れというもおろかである。

彼らの子孫は今いずれにあるものか不明である。7万石の人民もここまで恩沢を受けたにもかかわらず、領主の権力に恐れをなしたのか、また人情に薄いためか、誰一人香火を手向けて弔う者もなく、その事歴を言い伝える古老も稀れであったのは、嘆かましいことであった。

本伝は『元文世説雑録』により大略を知り、広く詳細な事歴を探っていたところ、幸いに磐城平の人、松平久徴氏の写本『磐城騒動記』を郵送してくれる人があった。これでは顛末を詳かにすることができた。これを武鑑に照し、あるいは地図に照し、本編を綴ったのであるが、まだ細部に不明なところもあるので、他日自ら当地に行き至り正確を期したい。

## 18 小池村吉兵衛 小池村勇七 桂村兵右衛門

### (常陸国 文化年間)

この三氏は文化元年10月常陸国水戸街道の牛久、荒川両宿の助郷の件で百姓一揆が起った時、生命を犠牲にして数10ヶ村の人民の困苦を救った民権節義の人々である。その跡は今はなく、墳墓にも香花を供する人はいないほどである。このたび四方の有志家に告げ、この騒動に関する伝記をあさり求めたところ、同国信太郡迫原村の小松沢嘉右衛門氏が大いに賛助してくださり、百方搜索して2巻の古写本を入手された。

その1は題して『常久肝胆夢物語』という。上中下を合せて一巻となっている。その2は牛久出入訴訟の写およびご裁許お受証文の写という題がついている。2書ともに筆者は不明である。定めし当時の文筆ある者が義民の跡を後世に残しておきたかったのであろう。

本編の記述に当っては、『常久肝胆夢物語』を柱として、その中の誤字、難字を正すとともに、他の資料により必要な事項を補った。

### 常久肝胆夢物語

#### 牛久宿 定助郷 御見分の事

常陸国水戸街道の牛久宿は山口周防の領分で、常陸国河内郡にある陣屋である。宿内には2百軒ばかりの家があり、住人は1千2百人あまり、馬は50疋余の宿場町であった。毎年困窮が続き、戸数人数も次第に減り、人馬継立ての役目も十分には果せなくなっていた。大名お通りの先触れがあると、やむを得ず荷を問屋場へ積み置き、順繰りに送っていたので、大名の通行に差し障り、諸家中も宿内も次第に間違いが多く出た。これにより天明7年の8月に清兵衛という者を総代として、領主からも書き添えをもらい、奉行所へ窮状を訴え出た。

同年11月になって下知があり、翌年から10年間助郷を許されたので、宿内のものは心安んじて農事を営んだ。その折、久野村の和藤治という者が人馬の請負人となった。助郷の村々を引受けて、親類の清左衛門の家を借受け、雲助組を抱え起し、馬を買入れ、街道の往来を一切引受けていた。仕事は順調に進み、新規に家を建てるなど、水戸街道に並びない旅籠屋となった。

しかし宿内のものは、これでは十年の助郷の終わった後またもや苦しむことになると考え、他の宿と同様、定(じょう)宿郷に指定されるようにと願い出た。しばしば訴訟にも訴えたが、取り上げてもらえなかったので、やむなく7、8年の間は宿の人馬をもって継送りをしていた。

元来牛久宿の継立ては、他の宿から見れば迷惑なことであった。それは土浦領中村宿までは3里の長場だから、通行の諸家は歩行する者がなく、馬を出させ、またその馬も、本馬一疋という先触れを無視して2人乗りしたのである。人足も3里の継立ては遠いので、2人持の荷物も3人4人と人足を増し、そのうえ距離の短い宿なら、折返して2度3度も往復させることも出来たが、牛久では一往復しかできなかった。このため他の宿とは大いに異なり、人足の不足は田畑の荒廃となり、農作物の収穫は減る一方であった。馬の数も大いに減少し、街道での公用さえ満足に果たせない日もたびたび起きた。

百姓たちは寄合って種々相談したが、考え方は区々に別れ、ただ自分の田に水を引き、自分の損益を争うのみであった。家ごとに務めてきた定法はいつしか破れ、高を多く持って無人の者は難義し、水呑百姓で人数の多い者は益となった。当時街道運営の費用は、1月に高1石に付きびた錢1貫2百文かかっていた。その費用をねん出するため他村に質に入れていた田畑は、金子を払って最後には戻ってくる。牛久の地主はますます高が増え、したがって負担額が増える。

ここにおいて問屋の兵助は陣屋を訪れ、事情を詳しく話し、願人となって、文化元年、

奉行所に対して訴訟を起こした。この願いは速かに取り上げられて、同年9月 26 日に村方見分として、御出役の太田幸吉、鈴木栄助の両人が牛久宿に到着した。問屋の兵助と村役人を呼出し、助郷の村々を見分すると申し渡した。そのときかの人馬請負人である久野村の和藤治は「当宿は先ほど 10 ヶ年賦を受けた村数 40 ヶ村であり、なおまたこのたび同じ村数により定助郷の願いを申上げております。ただし追って大助郷の内 66 ヶ村が願いの中に加えてくれと申しております。」とって新たな願書を差し出した。

太田幸吉はそれを見て、「これは願い遅れた。我らは前の願書に従って見分するから、新たな願書は奉行所に提出せよ。我らは添え状を書いてやる。」と申し渡した。和藤治は有りがたく役人の添状をもらい、願書を持って江戸に上った。これも速やかに聞き届けられ、いずれ見分するという返事を聞いて、和藤治は喜んで村に帰った。

これは和藤治の計りごとであり、多分の助郷をこしらえ、多くの金銭を取集めて私欲に当てようとの目算であった。いつしかこのことは 66 ヶ村に洩れ聞えて、和藤治を憎まないものはなかった。結局和藤治の願いは聞届けられ、10 月3日再び 66 ヶ村を含めての見分となった。見分は柏田村より始まり、村の役人が案内に立った。太田幸吉は村役人に向い、「このたびはその方の願いとして久野村和藤治総代を通じ願い出たとおり、前の 40 ヶ村に 66 ヶ村を加え、合わせて 106 ヶ村を見分する。」と述べた。和藤治は、「これが実現すればおれたちの村も大きな利益が得られるぞ。」といい、喜んで自分の村に帰った。

しかし柏田村の役人は寝耳の水で合点がいかず「我らは和藤治に頼んでそのような願いをした覚えはない。」と答えた。鈴木栄助は「お前たちは知らないでも 66 ヶ村の内には1村ぐらいの落ちは有ろう。この村の役に立つことだから異論はあるまい。」と答えた。村役人も争いかね、次の酒島村に案内すると、そこでも同じことを言う。鈴木は和藤次が偽ったと知ったが、見分の目的からは外れるので、次の村からはその質問を取りやめ、106 ヶ村の見分を終えて 12 日に牛久宿へ帰った。そして村々に「割付人別帳を持参せよ。」と通知し、「難義に困っている村方はその窮状を願書に認めて提出せよ。」と求めた。

66 ヶ村の百姓は助郷の負担が新たにかかるので不服に感じ、印を押せないと、しきりに苦情をいい張った。これがその後大事に発展したきっかけであった。

## 小池村勇七、百兵衛、桂村兵右衛門三人の密談

## 附 石神明神由来のこと

### 三人張札を出すこと

こうして牛久の助郷の問題は数10ヶ村にとって難義となったので、女子供まで和藤治を憎んだ。

ここに小池村の勇七という者が、同じ村の吉兵衛という者と同道して、島田村にある石津大明神にお参りに出かけた。あちこちで人々の語り合う言葉を聞くと、いずれも助郷の苦情ばかりであった。勇七もかねてより憤懣にたえなかつたので、吉兵衛に向って言うには、「さてお前はどう思うか。我が村よりここまで来る道筋で、人の噂はみな助郷のことばかり。これが実施されれば、難義は増えるばかりだ。何とかしてこれを救う道はないものだろうか。」吉兵衛はそれを聞いて、「私も大いに心配している。何とかしてこの難義を救わねばならない。」と語らいつつ石神明神に着いた。

この常陸の国信太郡の石津明神は、人皇 46 代孝謙天皇に寵愛された弓削の道鏡を祭っている。彼の弟子道明が道鏡の秘蔵した明鏡をこの地に持ち帰り、これを神体として道鏡の霊を勧請したものだ。俗に腰から下の病に効き目があり、祭日の14日には貴賤が集うという。2人は参詣の帰途、桂村の兵右衛門に会い、久しぶりに一献傾けようと酒屋に入った。人の少ない場所に席を取り、四方山話のうちに、勇七は、「兵右衛門殿に相談したいことがある。別でもないが、貴殿は領主の久世大和守様へ書道を始めとして万端のことに出世されている。定めて助郷についてもお勤めされていようが、お聞きおよびのとおり、このたびの牛久宿助郷のことは、まったく和藤治の悪巧みに出たことであり、人馬も過分の負担である。これを黙って受ければ、行末の難義は一方ならず、さりとてこれを救う方法もない。多少なりとも人馬の負担を減らせる手立てはないものだろうか。」と語った。兵右衛門もかねて心痛の最中であつたから、すぐに答え、「それはなかなか大変なことで、私も心配している。何とか和藤治を懲らしめて村の難儀を救いたい。」と顔色を変えて答えた。勇七と吉兵衛はこれを聞き、さては兵右衛門も同意と見て、両人は膝を進め、「あなたも賛成なら、これからは3人でとくと相談したい。」という、兵右衛門はうなずいて、承知した。そして3人は連れ立って酒屋を出て、兵右衛門宅へ行き、奥の部屋で密談をこらした。

結論は3人とも一命を捨てる覚悟でなければ事は成就しないことであつた。そして筆硯を出し、各々その志を書いて見せあつた。お互いに大同小異であつたから、3人は手を打って喜び勇んだ。

勇七が言うには「今度の事は和藤治の奸計とはいえ、すでに奉行の見分済みにもなっているので、とても尋常のことではらちがあくまい。だからまず一騒動を起して彼らをおどせば、彼らも疵(きず)を持つ足の弱みがあるので、放火や打壊しなどの変事を恐れ、仲裁を入れて願い下げになると思う。そうすれば手もなく難義は救える。もし彼らが願い下げを認めないなら、打壊しで悪を懲(こ)らし、上に強訴して人馬の減少を命がけに願うまでだ。このことは至急に事を運ばねばならない。長びけば上より手を入れられ、失敗する。一時に事を運ぼうではないか。」と言った。兵右衛門は、「それは容易なことだ。村々の高札場へ張札をして、もし集会しない村があるなら、後難があると書いておけば、必ず一時に寄合ってくる。」と、ことも無げに言う。両人も大いに喜び、急いで張札を作り、明日 16 日の夕方より手分を定め、18 日より女化(おんなばけ)稲荷に集まり、牛久宿をおびやかし、役人の方から人馬の割を半減するとでも言わせようと、計画は出来上がった。

張札の文言は、

水戸街道牛久宿の助郷の件に付き、明 18 日女化稲荷において集会を開きたく、出席を願う。不参の村へは大勢で推参する。以上。

10 月 17 日

この張り紙を 106 ヶ村に手分けして配った。勇七は取りあえず、

霜降りて落葉の跡へかえる華

とよみ、吉兵衛はこれを見て、

さわられて水に反(かえ)るや落ち氷

兵右衛門も

寄りおうて悦びかえる村千鳥

とよみ、3人はめでたし、めでたしと手を打って、知らぬ顔をしていた。

## 村々の大小の百姓女化原へ集まること

### 附、女化原稲荷の由来

一夜の内に村々へ張札をした翌朝、計画は図にあたり、夜明けとともに村々の人々は張札を読んで不審に思、隣村に間合わせると張り紙はどこでも見つかった。いよいよ助郷一件で事が始まるぞと、いざ女化原に行こうと逸(はや)る者もあれば、いや出る杭は打たれると云う者、とくと世間の様子を見てからと、逡巡する者もあった。しかし出

ない時は大勢で押寄せるといわれれば、如何なる禍いがあるかも知れず、ともかくも一旦は出て見ようなど、意見はさまざまであった。しかし元来助郷については皆不満を抱いていたので、ついに集会に参加すると一決し、10月18日の未明より村々の百姓の過半は蓑笠に身を固め、中には地頭所より拝借の鉄砲を持出し、螺(ほら)貝を吹き立て、出合え出合えと掛声をしながら、女化原に急いだ。午前10時頃には、6千人が集まり、広い女化原は人で充満した。大木は根より伐り倒し、大かがり火を幾所にも焼き立て、ときを各所であげるさまは、すさまじかった。

勇七たち3人は、喜び勇み、自分らも同じ百姓姿で蓑笠を持って出たが、百姓一揆の常として定まった規律もなく、誰が率いるということもなかった。ただがやがやと混雑し、和藤治を打殺せと口やかましく罵るばかりで、誰一人定助郷の割当を減らし、一同の難儀を救おうとするものがいなかった。3人はこれを捨ておいたら、ただ乱暴狼藉に止って、願いは少しも貫徹せず、後難を招くのみとなると判断した。そして多人数の中にかけ入って、しきりに暴挙を制し、自分たちの目的を説いた。しかし多人数の事なのでたやすくは耳に入らず、かつ皆々思い思いに寄り集ったものだから、村々の区別も立たず号令は届きようがなかった。

勇七らは6、7人のものを連れて竹藪から150本ほどの竹を伐り、人を走らせて竜ヶ崎村より半紙を買い取り、旗を作って106ヶ村の名と合印を書いた。村別に人数をまとめて陣取らせ、遅参の村には早く出合えと催促した。翌19日の8時ころには全村集まり、人数も次第に増加した。中に竹槍を所持するものがあり、他の者もこれを見て近村の竹藪に乱入し、手に手に竹槍をこしらえたので、今は勇七らの見込みと違い、まったく百姓の徒党一揆だと、見る者聞く者騒ぎ立て、風聞は速やかに広がった。

### 女化原（おなけはら）と女化稻荷の由来。

この原は大永の頃までは馴馬(なれま)が原とも和田原とも言っていたようだ。ある時一人の旅人が夕ぐれにこの原を通ると、18、9歳ばかりの美女が忽(こつ)然と出て来て、はらはらと涙を流しながら言った。「私は馴馬から岡見村へ嫁に来ました。姑(しゅうとめ)は口やかましくて、辛抱できず逃げ出てきました。夜に入ってこの原っぱを女一人行くのは怖いので、どうか馴馬村まで見おくってほしい。」という。旅人は哀れをもよおし、不憫に思って馴馬村まで送り届けてやった。

しかしこの女は、一度ならず次々とこのように旅人をだました。さてはこの女はただの人間ではなく、この原に住む狐だと噂が広まった。夜に入れば往来も稀れになり、その後だれが名づけるとなく、この原を女化原と言い伝えた。



その後同じ国の根本村というところに忠七という農夫がいた。土浦の市への帰りにこの原で狐を助けたことがあった。その夜忠七の家に20歳ばかりの族姿の女が来て、一夜の宿を乞い、忠七に云い寄って一夜の契りを結んだ。そしてついに夫婦の契りを結んだ。8年の間連れ添い、仲睦まじく3人の子を産んだ。姉をお鶴といい7歳になった。次は亀吉といい5歳になり、三男は竹松といい3歳になった。その秋女房は偶然狐の正体を見顕わされてしまい、どこともなく逃げ去った。竹松の帯に歌が書き付けてあった。それには、

みどりごの母はと問えば女化の原に泣く泣く伏すと答えよ

とあった。その後子供は成長して家を継いだ。三男の竹松は上方に移り住んだ。その子は再び関東に戻り、西森次郎義長と称し、のち下総守と改めた。智謀に富み雄略に秀でていたので、後に岡見中務の臣となり、関東の孔明と称せられた。このことは『東国戦記』に出ている。この義長は40歳で没したが、生存中に先祖を思い起し、この原が幸い自分の領分であったから、ここに稻荷明神を勧請した。彼の子孫は栗山村に住み、覚兵衛といって農業をしている。毎年初午の祭礼には彼が祭りを司るという。

## 太田幸吉、鈴木栄助が土屋保三郎ならびに

### 細川家などに加勢を乞い、宿内を固めること

岡見、獅子、大和田、荒川などの村々は山口周防守の領地が交っていたので、このたびの騒動も知らないでいた。武鑑によれば山口家は大内多々良氏の子孫で、寛文9年に始めて常陸国河内郡牛久に來た者を山口修理亮(しゅりのすけ)弘隆と称した。高は1万17石余りで、常陸、下総両国の内に領地があった。代々続き、周防守弘致(ひろゆき)の時にこの騒動が起きた。この地方は諸家の領地が混在し、当時一揆の徒は牛久を敵としたから、牛久領の百姓には一揆の相談を持ち掛けなかった。

18日の8時頃より遠近の百姓が大勢、異形の姿で通っていくので、尋ねてみると、山口家の領分の者と見て少しも理由を語らず、ただ混雑して通り過ぎて行った。人々が不審に思っているほどに、女化原稻荷の社地に大勢が集った。一揆の連中は口々に、和藤治および牛久の間屋どもの処置が非道だと憤っている。徒党して牛久の陣屋を打潰し、宿中に放火し、恨ある者を打殺して、その上で今後助郷の人馬割を減じてくれる、と騒いでいる。山口領分の百姓は大いに驚き、わが領主に取っては大変なことだと、急いで牛久に馳けつけ、陣屋に注進した。見分方の太田、鈴木も宿にも事情を知らせた。山口家の役人はいうまでもなく、太田、鈴木も大いに驚き、早速問屋、麻屋、

兵助、村役人を呼出し、また宿中へお触れを出した。宿中の者は今にも一揆が押しよせて火を放ち、焼打ちすると、上へ下へと大混乱となり、女童は泣叫んだ。山口家の陣屋より柳田寿鎌という家老が足軽 20 人に鉄砲を持たせ、平士2、30人を引率して、太田、鈴木の旅館にやってきた。「助郷の村々の百姓どもが徒党し当宿へ押しかけると聞いてやってきた。噂の真偽を確かめるため、周防守の家人原源治右衛門と山田政右衛門に旅人の姿をさせ、様子を調べさせている。報告は間もなく来るであろうが、とりあえず警護のために駆けつけた。」といいながら、宿の前に鉄砲を並べた。

太田、鈴木はなおも工夫をこらして、山坂、島田、泉の3ヶ村の名主を呼んで、「今日助郷の百姓が騒動を企てて女化原に集会し、ここの陣屋に押しよせ放火するとのことだ。早速調べて村名と首謀者の名前を書留め、報告せよ」と命じた。3人は早速女化原へ向った。

(注)『夢物語』には山坂、島田、泉の3ヶ村の名主に出張を命じたとあるが、同地の古者に聞くと、仙台藩領の竜ヶ崎町御陣屋支配高1万石の内、信太郡の村数 13、高5千5百石の総代である追原村の名主小松沢嘉右衛門と上長村の名主飯野太兵衛の二人が領主陣屋の了承を得て、女化稻荷に説諭に行ったが、空しく帰った。12月に2人は密通のかどで捕らえられ、角内新田の牢に入れられたが、長い取調べの後放免されたという。今の小松沢氏は嘉右衛門の子孫である。

三人は女化原に駆けつけ、群がる一揆に向かって「我らは見分の役人のお使いだ。」と呼ばわったが、多人数の騒動にかき消され、誰一人返答するものがない。しかしこの時桂村の兵右衛門はまだ不参加の村方へ催促の書状を書いていた最中であつたが、三人の者はふとこれを見付けた。もしやこの男が今度の頭取ではないかと、傍に立寄り、「我ら三人は御見分役人様の使いだ。」というと、兵右衛門はこれを聞いて喜び、定めて我々が望んだ仲裁のために来てくれたのか、これで事は平穩に収まると即断し、「それはご苦勞です。いかがの御用でしょう。」と答えた。しかし三人の答えは、「助郷の者どもの法外な振舞は不屈至極だ。非を晦いて鎮まらない場合は、近国の大小名に頼み、軍勢をもって亡ぼす。ただしこのまま穩便に鎮まれば寛大に罪を許す。われらはこれを伝えるための使者である。」というものであつた。

兵右衛門は案に相異した答えを受けて、吉兵衛と勇七に相談した。両人もはたと当惑しが、ややあつていうには、「我々三人は今朝より騒ぎを鎮めようと種々宥(なだ)めたが、相手は大勢で心に任せない。百姓どもは前後の分別もなく、無二無三に恨みある者を打殺し打潰し、陣屋を破り、宿中を焼立てようと、意外な大事になっている。どう

したらよいか心痛している。」と、自分らの発起したことを押し隠して答えた。

名主三人の者は「では我々も一緒に一同を説諭して取静めよう。」と、大勢に向った。その内に善悪を弁えそうなもの者三、四人を見付け、太田、鈴木の名として話し聞かせたが、血気にはやる百姓どもがどうして聞き入れよう、名主も今は仕方なしと、牛久宿へ戻った。太田、鈴木は報告を聞いて、「これは中々の大ごとになってしまった。諸国の軍勢を頼めば、たやすく収めることが出来ようが、それではかえってことを荒立てる。幕府の心証をも害する。なるべく平穩に治める方法はないか。」と、思案にくれる時、山口家の原源治兵衛、山田政右衛門が帰ってきて報告した。

「集会では、久野村の和藤治、阿見村の権左衛門と願い人の当宿の麻屋兵助を打破り、牛久宿に火を放ち、陣屋へ乱入、一戦して名を後代に残すなどと議論されていた。しかし不承知の者もあり、まだ決定はしていない。ただし徒党の者には、地頭所より猪鹿防ぎのために借用の鉄砲を持ちだし、竹槍を用意し、山刀を帯び、村々の名と合印をいれた旗を作り、鬨(とき)の声を上げている様子は、誠に一通りの騒動の類を打越え、まったく百姓一揆という有様です。」

そこへ山口の家老柳田寿鎌が来て言うには、「周防守は江戸の溜池の上屋敷に居られるので、私からお知らせする。」二人はこれを聞いて、「陣屋より家来衆 10 人ばかりも江戸へ早打の注進を出そう。」と答え、太田、鈴木より江戸の役人に向け注進状を持たせた。また同国土浦の土屋保三郎、矢田部の細川長門守、竜ヶ崎の伊達家の陣屋へも、事件が拡大した場合には加勢の人数をさし向けてくれるよう依頼した。また山口の陣屋では、「城付の村方 14 ヶ村の百姓のうち 15 歳より 60 歳までの男は、残らず詰めよ。」と申し付けた。総計 3 千人余が集まった。これを分けて牛久の陣屋より同宿の口々を警固させ、もし徒党が宿内に押入り乱暴を働くなら、宿へ火をかけ一人も残らず焼討にせよと、山林の松の枝あるいはそだの類を百姓家の裏に山のように積んだ。

明ければ 10 月 19 日、10 時頃土屋家より 60 余人、鉄砲 40 挺が加勢のため牛久宿へ到着、太田、鈴木の旅宿を固めた。なお加勢の人数を増やすと聞いて、山口家は安心し、屋根に登って待ち受けた。

それから太田、鈴木は問屋の兵助を呼び出し、「お前は願人になっているから、危険だ。万一怪我があっては御用に差しつかえる。一まず居宅から立ち退くように。」と命じたので、兵助はどこかへ身を隠した。また太田、鈴木は、固めの面々に対し、「戦場においては功を争うのが当然ではあるが、今度の相手は百姓である。戦いに勝っても百姓を失えば、国を治める道に背き、お上に対して申訳が立たない。できるだけ平穩な

取り鎮めをするように。」と話した。このとき太田は 26 歳、鈴木は 22 歳であった。年は若い器量は世に勝れて、あっぱれ天下の役人かなと、諸家の人々は一様に感嘆した。両人は始終床几(しょうぎ)に腰を掛け、少しも動かなかった。警固の方から用事の間合せは櫛の歯を引くように多かったが、両人は 18 日の朝から 22 日の夕刻まで 5 日間、昼夜少しも眠らず、しかも言語は少しも乱れず、応答は水の流れるようであった。牛久宿の者は一揆が攻寄せると聞いてから、少しも安心せず、うろたえまわっていたが、19 日の夕刻、天地も崩れるばかりの鬨の声を聞いた。「スワヤー揆の奴が攻めてくるぞ！」と、警固の者は錢砲に玉を込め、槍の鞘を外して用意し、老幼婦女は上へ下へと大騒動となった。まず斥候隊が様子を見ようと、宿の棒鼻にある松の大木に上って見わたすと、千人ほどの一揆は牛久へは来ないで、北の方へ押して行いった。まずは安心と、宿内の騒動も一旦は静まった。

## 久野村の和藤治宅、牛久宿の麻屋兵助宅を

### 打壊し女化原へ引取ること

徒党の連中は、10 月 19 日昼過ぎまでに 106 ヶ村の人数がすべて集まった。不参の者があればなお催促して、女化原に大きな人の山を築いた。さあこれから恨みある久野村の和藤治方に押しよせようと、口々にひしめき騒ぐので、勇七、吉兵衛、兵右衛門の 3 人は、自分たちの企てとは大いに相違したが、打捨てても置かれずとて、分別のある者を 4、5 人呼びよせ、さて各々方は何と心得るか尋ねた。「頭取の心は知らないが、我らは、恨みあるものの家を打破って遺恨を晴らすだけでは、目的が達せられるかわからないし、後難を免れることはできない。それでは村方のためかえって悪くなる。各々方も我々とともに騒動を鎮めようではないか。」4、5 人の者も「なるほど至極もつものなことだ。」と同意し、大勢の者の説得に当ることになった。勇七を始めとして 4、5 人の者が揃って大勢の者に語りかけると、元来血気にはやる若者たちは受け入れず、「まず和藤治を打ち破り、こちらの威勢を示したうえで仲人を立てて交渉すれば、牛久の者もこちらの言い分を認めるに違いない。」と答え、議論を捨てて先頭に立ち、旗をなびかせ、貝を吹き、太鼓を鳴らし、鬨の声をあげて久野村に押しかけた。ただし一揆の中にも意見は分かれ、参加者数千人のうち久野村に向ったのは 9 百人くらいであった。

和藤治方では、かねて一揆の噂を聞いてはいたが、元来和藤治は胆の太い男だから、百姓の一揆など何ほどのことかと、落付きはらっていた。しかし一揆の者どもが門前に

押しよせて、鬨を揚げ、それ踏み込めと言うより早く、無二無三に屋敷に乱入すると、和藤治は家族を引き連れ、山路を指して逃げうせた。

一揆は手に手に家財を持出して、これを壊し、土蔵を破って俵物を引出し、深さ二丈もある井戸の中に投げ込んだ。井戸は埋って上に山のように積みかさなった。家作は屋根と柱ばかりが残って、諸道具はいうに及ばず、戸障子、縁板その他のものまで、すべて粉のように打壊して、いざや目出たしと、手拍子を打ちながら女化原に帰った。翌 20 日になって勇七ら3人は、原の片隅に身を潜めて相談した。一揆の若者が昨日久野村の和藤治の家を打破ったことは、今さら是非もない。彼らが今日は牛久へ行くといひ出したらどう止めるか。3人ともに妙案はなかったが、捨てておけば、なお血気にはやるのみである。もう一度説得して見ようと、3人は小高い丘に登り、紙で小旗を作り、これを左右に打ちふりながら、群集へ声をかけた。

この時数千の一揆の者は始めて大将の前に出た心地がして、彼らに向って一礼し、鳴りを鎮めた。勇七は一同に向い、「そもそもこのたびの騒動は誰が発起したものか、はっきりとは分からないけれども、元来ことの起りは、助郷の人馬がとても多すぎて、皆が困難に苦しむから、軽くしたいということである。そのために集会したのだ。昨日久野村の和藤治を襲ったことなどは、ただ私的な恨みを果ただけで、目的からそれている。かえって公(おおやけ)の咎めを受け、村々の難儀となる。今後は決して牛久へ押しかけ見分の役人に乱暴を働くことのないよう頼む。」と、大音声で語った。

なるほどと思った者もあったが、「和藤治を襲ったからにはもはや罪は免れない。一軒の家を壊すも二軒も同じだ、ついでに麻屋兵助と阿見村の権左衛門も潰して怨みを果たせ。」という者も多く、またもや手拍子を打ち鬨の声をあげた。兵右衛門が小旗を振って制すると、大勢は再び静かになった。兵右衛門は「こうなってはやむを得ない。しかし牛久には多人数の備えがあり、あちらもこちらも同じ百姓だから、敵味方が分かりにくい。よってこちらはめいめいが縄鉢巻をして向かうことにしよう。これから順見道に入り麻屋の家だけを潰し、若柴宿を通ってここへ引き上げよう。決してほかの家に向ってはない。」と申し渡した。

一揆の大勢は心得たと手拍子ならして勇み立ち、縄で鉢巻をし、鬨をあげて進んだ。8千余人は順見道へ繰出したが、道幅が狭く、その日はことさら東風(こち)が強く、容易に歩くことが出来ず、牛久に着くまでには時間がかかった。牛久宿の固めの百姓たちは「スワヤー揆が攻寄せた。」とあわてたが、一揆の先頭の者が、「このたびの当宿の助郷制は百姓にとって身上の相続もなりがたい。よって願人の麻屋兵助を打ち潰し、

富人を打ち殺して恨みを晴らすために押しかけた。ほかの者には一切手をかけないの  
で安心されたい。速やかに門を開けたまえ」と大声で叫んだ。

固めの者はこの言葉に心をゆるしたので、一揆の大勢は叫び声をあげて乱れ入り、兵  
助の家から蔵まで散々に打ち壊して、女化原に引き揚げた。

## 土屋保三郎の家臣西川平次郎が牛久へ詰めること

### 平次郎の父与治右衛門の諫めと諸所の加勢が牛久に来ること

文化元年 10 月 20 日の朝、太田、鈴木 of 兩人より加勢の催促が同国の土浦に来た。  
城主の土屋保三郎は承知して、家老の西川平次郎を総大将に任命した。平次郎の親  
は西川与治右衛門といい 8 百石を領していたが、前年に家督を子の平次郎につがせ  
た。与治右衛門は生来剛毅の人で、武道の心がけに行届いていた。寒中でも布子一  
枚を肌につけるのみで、美服などは厳しく戒めていた。家格正しく評判の高い重臣で  
あった。

平次郎は当年 22 歳、総大将の命を受けて家に帰ると、父与治右衛門は大いに喜び、  
「お前の仕事は武士として最高の本望だ。先祖より伝わる甲冑や武具を念入りに手入  
れして、一刻も早く出立せよ。」と武具百人前を取揃え、金 2 百両を鎧箱から取り出した。  
軍用金で、私事には用いず、不時に備え貯め置いたものであった。与治右衛門は軍  
兵どもを庭上に呼出して「一揆に向うときは討死と覚悟を決めよ。敵陣へ切入ってあっ  
ぱれ高名を顕わし、土屋の家名を汚すな。手疵を蒙っても向う疵であれば苦しくない。  
うしろ疵を受けた者は帰ってくるな。戦場で討死せよ。」と厳重に申し渡した。

この加勢の人数は夕刻前土浦を発し、2 時間ばかりで荒川の宿に着いた。一揆の摸  
様をさぐると、女化原の方から鬨の聲が聞える。本隊に急げと命じ、二の手で荒川宿を  
固め、三の手を中川宿に置いた。四の手は屈強の侍を選んで、城内に控えさせた。

一方、矢田部の細川長門守は百余人を牛久に送った。竜ヶ崎の松平陸奥守は 7 百余  
人を送ったが延着して間に会わなかった。このように騒動は諸藩に及び、寛永の天草  
一揆もこうであったかと、言いはやした者もいたが、元来今度の騒ぎは助郷割付の不  
満であり、誰一人として公儀に敵対しようというものはなかったのである。

### 徒党の者が阿見村の権左衛門を打破ること

### 堀田相謨守の家臣若柴宿を固めることおよび代官三人が到着のこと

徒党の者は、麻屋兵助の屋敷を思いのままに打壊したあと、次は和藤治と連印して、今度の一件を出願した阿見村の権左衛門を打破る用意をはじめた。しかし女化原より阿見村まではおよそ4里も離れている。往復には腰弁当を用意しなくてはならないので、1村より4、5人ずつ村へ帰した。これが終わった21日の早朝、関を作って阿見村に押しかけた。当日は東北の方から強い風が吹いたので、すさまじい関の音が牛久宿へ手にとるように聞えた。宿内の人々は大いに驚き、さては一揆の人数が増え、再びこの宿へ押寄せて来るのかと、皆色を失ったところに、誰が言い出したのか、一揆の者がもう順見道まで来ているという風聞を伝えたので、宿内は上を下へと大騒ぎし、入口出口には数百人の非人に列を作って固めさせ、東の入口は伊達家の人数百余人、西の入口は細川長門守の家人百余人で固めた。そこへ山口周防守の家老藤井甚五右衛門が江戸溜池の上屋敷より早馬で到着した。太田、鈴木に直面し、「昨20日午後評定所に呼ばれ、牛久助郷の者が一揆を企てた罪は重大だ。急ぎ馳せ向って誅罰を加えよ。」と、厳重な命令を受けたことを報告した。次いで土屋、伊達、細川の家臣にも同様の報告をし、「一揆の奴らが寄せて来たら、両入口の門を開いて中へ引き入れ、屋根に火をかけ、裏山へ積みおいた枯草に火をつけて、出口の門から逃げる奴らを一人も洩さず捕えよ。」と馬上から大声で呼び回った。百姓たちは自分らの家へ火をかけよとは、何とも迷惑に思ったが、領主の命令であれば、逃れるすべはない。いさぎよく奴らを焼殺せよと、用意を整えて、待ち受けた。

しかし一揆は牛久には来ず、阿見村を指して行った。一揆は21日の昼前に、権左衛門の家に押しよせた。前々より心得ていたのか、道具一切を片付けて塵一つも残さず、家内は皆どこかへ逃げ去っていた。大勢の者はこれを見て大いに怒り、よし、こんなに悪賢く巧むなら、こっちにも考えがある。和藤治と兵助には諸道具があったから壊したが、この家は壊すものがないから、家を壊せと斧を振るったが、新しく作った家だからびくともしない。そこで四方の壁土を落し、棒杭を土台に差し入れ数百人が一斉に引っ張った。さすがに屋根はどつと下に落ちた。屋敷内の7戸の建物も壊し、柿木橋にあった出店も壊した。

引き揚げる途中、阿見野原というところに、竹米村の久右衛門より進上と張り紙をした酒十樽が積み重ねてあった。大勢の者はこれを見て、「進上とある上は遠慮することはない。飲めや飲めや。」と呼ばわってまたたく間に飲み干してしまった。

そこへ何者が言い出したのか、「ただ今女化原より注進があり、伊達、土屋、細川、山口の軍勢が公儀の仰せにより、飛道具を持って押よせて来る。」と知らせた。「我々はおも

ともと和藤治、兵助、権左衛門の3人に恨みがあったので、公儀に対しては何の遺恨もない。3人の家をうち破った上は、本望は達した。この上立騒いで飛道具に打殺され、あるいは重いとがめを受けては、大損だ。早く村々へ引退いて、お上の沙汰を待つのがよからう。」と呼ばわり、駆けめぐった。元来が烏合の衆の百姓らは、これを聞いて驚き、蜘蛛の子を散らすように、自分の村に帰った。女化原はまたたく間に元のさみしい荒野となってしまった。

そうとは知らない牛久宿では、今にも一揆が押し寄せると、夜に入ればかがり火をたき、門並に提燈(ちょうちん)、松明(たいまつ)、手提行燈(てさげあんどん)、高張提灯などを雲母(きら)星のように輝かせ、白光をあざむくばかり、嚴重に守りを固めた。一揆は解散して村々に帰ったという噂も届いたが、公儀の指示がなければ解散できないので、そのまま夜通し守備についていた。

10月24日には下総国印旛郡の佐倉城主堀田相模守の家人十余人が利根川河岸に着き、問屋の五兵衛を呼び出し、「今日堀田相模守の軍兵が若柴宿に詰める予定だ。鍋釜食事の用意と渡し船がただちに使えるよう、通船を止めて準備せよ。」と命じて行き過ぎた。河岸住居の者およそ60軒が食事の支度に取りかかったが、早くも一手の兵が2百50人ばかり馳せてきたので、食事も心に任せず、混乱を極めた。一手の大將には吉川丹右衛門をはじめ、一色善右衛門、藤井与左衛門らがあたり、人数は屈強の勇士2百50騎の外に、医師三好隆玄、島谷玄角を連れて来た。万年村から大徳村に至る長堤を中途まで進んだ時、前方より多くの人数がさながら逆寄せしてきたように見えた。吉川丹右衛門は遠見をして、「兵器の類を持っていないから、一揆の奴らではあるまい。誰か見届けてこい。」というと、山本九左衛門が早々馬を乗り出した。近寄って見ると、前面の人数は女童(わら)べが多く、僧侶もあり、老人もあって一揆ではないので、安心して戻った。

「それなら安心。急いで進発せよ。」と、もみにもんで馳せたから、正午の頃に若柴村に着いた。さて後日になって、あの一揆の逆寄せと見えた人数は何者だったのか、と尋ねると、彼らは今度堀田家より警固の軍勢が出陣すると聞いて、立派な軍装を見ようと、近郷より老若男女が見物に来たのだという。風声鶴唳(かくれい)にも驚くとはこのことであろうと、心ある者は笑い許したとか。

さて堀田の兵は若柴宿の星の宮というところへ野陣を張り、堅固に備えた。二の手の大將は山上仁左衛門、その他森村助左衛門、村上金右衛門らの勇士150人余が同日の昼前に竜ヶ崎まで出てきた。堀田家からはかねて萩原の渡りを通るという通知をし



ていたが、一揆には急を要するとして、竜ヶ崎上町伊勢屋治右衛門、同六左衛門、大坂屋十兵衛、伊賀屋重左衛門の4人に焚出しを頼んだが、その用意が出来上らない内に、大勢押し寄せて大いに混雑した。これでは争いの基になるからと、竜ヶ崎の陣屋へ旅宿を頼んだ。横町の大道寺という禅寺が旅宿となった。上の手は毛利三郎右衛門を始め2百余人が、下総国植生(はぶ)郡松崎村に野陣を張った。

西の手は浅井伊織を大将に、後詰として佐倉城内に控えた。佐倉から若柴宿までは約8里、兵糧、刈豆、武具、幕串、弓鉄砲の箱など多くの荷物が何百駄とも知れず、昼夜引きも切らず混雑を極めた。同日正午過ぎに関東の郡代として、三人の代官、荻原弥五兵衛、竹垣三左衛門、岡田清助が若柴に着いた。そこへ見分役の太田幸吉が参上して対面した。昼夜の密談で何事が話し合われたかは知る者がいない。翌25日より6日まで、女化原を見分したところ、社内の二丁ばかりが踏荒されており、およそ六千人が集っていると思われた。かがり火は2百ヶ所余もあり、そのほか30人、40人寄合って焼捨てた所は無数にあった。見分が終って27日から月末まで、昼夜評議が続いたが、内容は一切外に洩れなかった。ほどなく11月に入り、諸方よりの固めの人数はそれぞれ本国に帰った。徒党の村々では一同安心し、これなら別段きびしい咎めもあるまいと、枕を高くしていたが、そうはならなかった。

3人の代官は手分して5手に分かれ、1日の夜村々に押しよせた。重立った百姓25人を召捕った。翌日の夜には15人を召捕り、3日には全員を角内新田の牢に入れた。

### 角内新田での取調べおよび一件落着の事

角内新田というところは、宝暦の中頃より死亡者が多く出て、逃げ出した者もあり、一村残らず荒地になってしまった。やむなく公儀より罪人を集め高塀で囲った土地である。3年の刑期を満了した者はその土地の百姓に取り立て、逃げる者があれば見せしめとして死罪とした。そういう土地だから、江戸の伝馬町の牢屋と同じように作った牢屋があり、厳重に管理されていた。このたびの騒ぎで縦二間、横十間の新牢を作り、奉行所、役所、拷問場役人の旅宿なども臨時に作られた。表には固めとして軍兵の詰所を建てた。大工数十人で日夜をついで仕立てたので、5日の内に完成した。一揆の科人は悉く入牢となり、固めの軍兵は土屋の家来藤井縫左衛門、宝兵右衛門を先頭に2百余人が弓、鉄砲、槍、長刀、突棒、挟首股(さすまた)を飾り立て、幕を打って江戸の見附のようにしたので、茫々としていた荒野は繁昌する市のように変った。勘定奉行の松平兵庫頭のもとに、名代には勘定組頭の奥村小太郎が就いた。添役には吉岡寅治郎が与力同心を連れて3日に角内へ詰めた。翌4日には取調べが始まるかと思われた

が、何もなく、その夜捕っ手が五組に分れて村々に出張し、38 人を召捕えて牢に入れた。

九日になって名主の三人を牢より引出し取調べが始まった。この三人は徒党が始めて起った時、太田、鈴木の使として女化原に出張した泉村、島田村、小坂村の名主である。吉岡寅次郎は三人に向けて尋問した。「お前たちは先日太田、鈴木の使として、鎮撫のため原へ行ったとき、桂村の兵右衛門が不参の村々へ催促の回文を書いていたので、待てといい、勇七、吉兵衛兩人を連れてきて三人に返答を迫った。相違ないか。」三人の名主は「兵右衛門ら三人の返答には、今朝より百姓どもを取鎮めているが承知せず、ただ悪人どもを打潰せとて騒いでいる。諸君もともに鎮めて下されというので、一同に種々いさめたが、元より血気の大勢にて、一向に取合ってくれなかった。やむを得ずそのまま帰ってきたことに相違はありません。」と答えた。寅次郎は手を組んでしばらく思案し、やがて勇七ら三人を白洲へ引出して尋問した。「お前たち三人は今度の徒党の頭取だ。今は天下泰平にして國中静かに治まり、万民安堵の時なのに、みだりに徒を結び国を騒がし財を費やす。私の小義を立て国の大變を惹き出すとは何事だ。速やかに白状せよ。もしあれこれ陳ずるならば水責火責の拷問をして白状させ、重い罰を加える。もつとも三人のうち一人が頭取で二人は加担者のようだ。神妙に申立てよ。」三人は「私ら三人が原に集まっているとき、山口周防の守の陣屋を破り、見分方の旅宿を潰し公儀の寄せ手を引受けて一戦しようという者がおりました。実に法外なことと、私どもは取り鎮めに当りました。徒党してお上に敵対するなどとは毛頭思っではいませんでした。」と答えた。

しかし奥村小太郎が、回文作成の現場を見たという三人の名主の証言、また山口家家人の徒党中で見分した事実を突きつけたので、三人はやむなくすべてを白状した。

次いで久野村の和藤治を引出して、阿見村の権左衛門と突合せの上、吉岡寅次郎が宣告した。「和藤治は権左衛門と連印し、40 ヶ村に頼まれて総代となり、助郷の村を増やす願書を差出したが、太田幸吉、鈴木栄助が見分の村々の名主に尋ねたとろ、そのような要望はしたことはないと言明した。自分らの私欲のために偽りの願書を作って、お上を軽んじ、道中を苦しめ、村々の後難を引出し、くわえて大小名の出陣までの騒動をひき起した。不届き至極の大罪人だ。」と宣告した。和藤治は元来大胆な男だから少しも恐れず反論したが、拷問に掛けられてすべてを白状した。また久野村の利八と桂村の長吉という者が召出された。この二人は鋸(のこぎり)を持出して壁を切り破った者である。しかし本人が白状しなければ罪にならないので、その夜から捕っ手を八

方に放ち、116 人を召捕って入牢させ、拷問をちらつかせながら証言を求めた。百姓どもはついに、長吉、利八が鋸を所持していたと白状した。

こうして取調べは僅かの際に到着し、徒党にかかわった者は、村預け、他行留などの処分を受け、勇七、吉兵衛、兵右衛門は牢駕籠に乗せられて、江戸伝馬町の牢屋につながれた。翌文化2年正月の末に、3人はともに牢中に獄死した。長吉と利八は病気のため宿屋に下げられ、宿預りとなっていたが、長吉は行方知れずになった。同年の8月 11 日に取り調べはすべて終了し、次のような裁許となった。

一、小池村の勇七は、徒党の頭取となり、女化原へ大勢で押寄せ、三人の居宅を打潰したことは、上を軽んじ不届至極に付き、獄門とする。ただし病死したので記録にとどめる。

一、同村の吉兵衛は勇七に頼まれ、張札を伴の乙次郎に書かせた。遠島とするも病死したので記録にとどめる。

一、桂村の兵右衛門は女化原で不参の村方へ催促の回状を認め、徒党を勧めた科により、遠島とするも病死したので記録にとどめる。

一、久野村の和藤治は、阿見村の権左衛門に無断で同人の名を記し、印形を偽造し、願書を差し出した罪により、江戸十里四方から追放とする。

一、桂村の長吉は取調べ中行方不明となったので、その旨を記録する。

一、久野村の利八は、名前を知らない者より鋸一挺を渡された長吉から、その鋸を受け取った。利八はそれを女化原へ捨てたというが、証拠もないので、笞の処分とする。

なお徒党の村 55 ヶ村には過料銭百石に付き2貫文の割合で、合計 422 貫文の過料を課す。

勇七たちが望んだように、和藤治の私欲の奸計は全くあばかれた。助郷の法は全くは免れないとしても、その割合は不当ではなくなり、人民は安堵についたという。

犠牲者の墳墓については小松沢氏の調査で次のように判明した。

#### 菩提所

常陸国信太郡大岩田村

新義真言宗 聖天山 法泉寺

文化2年正月 23 日死

唯願本誓居士 小池村 吉兵衛 38 歳

文化2年正月9日死

還著道本居士 小池村 勇七 42 歳

桂村兵右衛門の寺は、信太郡桂村東照山金剛院。ただし二十四年以前より無住につき、今は同郡沼田村天台宗永平山吉祥院にまつる。

文化2年正月8日死

明譽道鏡信士 桂村 兵右衛門 40 歳

(注 岩波文庫の『東洋民権百家伝』には、小室信介氏が本書とは別に発表した佐渡伝兵衛伝(佐渡国 天保年間)が掲載されている。)